

平成 28 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 5 回定例会	6 月 14 日	開 会
	6 月 17 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 28 年 6 月 15 日（水曜日）

第 5 回南三陸町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成28年6月15日（水曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

出席議員（15名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	7番	高橋 兼次 君
8番	佐藤 宣明 君	9番	阿部 建 君
10番	山内 昇一 君	11番	菅原 辰雄 君
12番	西條 栄福 君	13番	後藤 清喜 君
14番	三浦 清人 君	15番	山内 孝樹 君
16番	星 喜美男 君		

---

欠席議員（1名）

6番 今野 雄紀 君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町 長 佐藤 仁 君

副町長	最知明広君
会計管理者兼出納室長	芳賀俊幸君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間三津也君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	宮里憲一君
危機管理課長	佐藤修一君
復興事業推進課長	糟谷克吉君
復興市街地整備課長	小原田満男君
上下水道事業所長	及川明君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部修治君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	大森隆市君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君
教育委員会部局	
教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	菅原義明君
生涯学習課長	阿部明広君
監査委員部局	
代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君

選挙管理委員会部局

書 記 長 三 浦 清 隆 君

農業委員会部局

事 務 局 長 佐久間 三津也 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 孝 志

総 務 係 長 畠 山 貴 博  
兼 議 事 調 査 係 長

---

議事日程 第2号

平成28年6月15日(水曜日) 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 請願 2の1 清水地区防集移転 避難道路取付けに関する請願書
- 第 4 請願 2の2 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願
- 第 5 陳情 2の2 あさひ幼稚園新園舎建設に関する陳情書
- 第 6 陳情 5の1 日本政府に核兵器廃絶のための行動を求める意見書提出のお願い
- 第 7 報告第 1号 平成27年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 8 報告第 2号 平成27年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 9 報告第 3号 平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第10 報告第 4号 平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第11 報告第 5号 平成27年度南三陸町水道事業会計繰越計算書の報告について
- 第12 議案第85号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第86号 南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について

- 第 1 4 議案第 8 7 号 南三陸町子ども医療費の助成に関する条例及び南三陸町母子・父子  
家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定につい  
て
- 第 1 5 議案第 8 8 号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 6 議案第 8 9 号 東日本大震災による被災事業者に対する財産の無償貸付けに関する  
条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 7 議案第 8 9 号 南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関す  
る条例制定について
- 第 1 8 議案第 9 1 号 権利の放棄について
- 第 1 9 議案第 9 2 号 権利の放棄について
- 第 2 0 議案第 9 3 号 権利の放棄について
- 第 2 1 議案第 9 4 号 権利の放棄について
- 第 2 2 議案第 9 5 号 権利の放棄について
- 第 2 3 議案第 9 6 号 権利の放棄について
- 第 2 4 議案第 9 7 号 権利の放棄について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 3 まで

午前9時59分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席議員、6番今野雄紀君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において7番高橋兼次君、8番佐藤宣明君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告2番、後藤伸太郎君の一般質問2件のうち1件が終了しております。2件目の公共交通網の今後のあり方とはについて、自席での一問一答方式による発言を許します。

1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） おはようございます。

昨日、1件目質問させていただきまして、大体質疑、一問一答での質問を終わりましたので、2件目の公共交通網の今後のあり方とはということで、こちらから質問させていただきます。

通告書にあるとおり、南三陸町では自家用車で町内、町外まで移動される方がほとんどでありますけれども、ご存じのとおり少子高齢化が進み、交通弱者と言われる方々も今後増加していくということは明らかであります。新しい町に必要な持続可能な公共交通網、これをどのように整備していくのかということについて、町長のお考えをお伺いします。

まず1点目といたしまして、鉄路復旧ではなくて、BRTでの復旧ということも受け入れるのもやむを得ないというような判断がいずれあったかと思ひます。その上で、そのBRTの利便性の向上のために継続的にJR東日本等々関係機関と協議を続けておられると思ひますけれども、どのように働きかけているのか、実際のその動きをお伺いしたいと思ひます。

それから、公共交通ということですので、この4月から今まで災害臨時バスということで運

営しておりましたバスが乗合バスということで有料化になっております。それについての、まだ運行を始めて1カ月2カ月ですけれども、課題等どのように捉えておられるのか。

それから、3点目として、その1点目、2点目踏まえた上で、今後例えば観光客の誘致であるとかいうことをこの町の戦略を考えていった場合には、新幹線がとまる鉄道の駅へのアクセス手段の確保ということが重要ではないのかなと思います。それについて町長の考えをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、後藤伸太郎議員の2件目のご質問、公共交通網の今後のあり方ということについてお答えをさせていただきたいと思っております。

J R気仙沼線の復旧に対しましては、議員篤とご承知のとおり、被災後、鉄道による復旧に向けて、沿線自治体、さらには町単独での要望を幾度となく行ってきたところではありますが、国費の投入を要望するJ Rと、これに難色を示す国との間で鉄道復旧の議論は平行線のまま時間だけが経過をしてまいりました。この事態を打開すべく、昨年度、国が音頭をとる形で沿線自治体首長会議が開催されました。この中で改めて国は財政負担をしないということを示明いたしました。その表明を受けて、J R東日本ではJ R気仙沼線のB R Tによる本格復旧を提案したところでもあります。

当町といたしましては、鉄道復旧に要する財政負担は困難をきわめること、加えて復興まちづくりをこれ以上おくらせるわけにはいかないことから、この提案を受け入れたところでもあります。

このような中で、1点目のご質問でありますB R T利便性向上のためにどう働きかけているのかということですが、B R Tを受け入れる大前提として、J R気仙沼線は地域交通のかなめでもありますので、まずは恒久的な路線としての運営を要望してきたところでもあります。また、鉄道同様の定時性、速達性を確保するための専用道化を要望し、本町の市街地を除くほとんどの区間が専用道化され、復興のステージに合わせた柔軟な運行が実現できたことは、大きな成果であると考えているところでもあります。

なお、先行まちびらきエリアに設置を予定する新志津川駅に加えて、中央団地あるいは志津川東団地への駅設置についても協議を進めているという状況でございます。

次に、4月から有料化となった乗合バスの課題についてであります。制度移行後2カ月を経過をいたしました。特に大きな問題等はなく、順調に移行したものと考えているところ



であります。今後は、町内全ての災害公営住宅、高台移転団地の整備が完了する予定であることから、それに伴い仮設住宅の集約もより一層加速化することとなりますので、利用者のニーズを的確に把握し、状況に応じた運行ルートの見直しが必要であると考えております。

続いて、新幹線の駅へのアクセス手段の重要性についてでございますが、本町を取り巻く交通事情は大きく変化をしており、今年度には三陸自動車道の延伸により都市部と本町との時間的距離が大きく短縮される場所があります。これにより新幹線を利用する駅へも少なからず影響があるものと考えている場所がありますが、BRTや町単独での輸送は現時点では大変難しいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 大体一般質問3分の2ぐらい時間使いまして1件目させていただきまして、残り30分ぐらいなんですけれども、その中でも3分の2ぐらいこの1件目の質問に当てさせていただきたいなと個人的には考えております。

そう思うのは、当然鉄道とBRTということは、町内の皆さん、町民の皆さんも重大な関心事でありますし、先日も例えば県議会の皆さんと意見交換した際にも、さまざまな要望、インターネットのニュース等で拝見されたんだと思いますが、そういった情報を得てこちら側に逆に質問があったぐらいの話でありますので、当然我々としても考えていかなきゃいけないし、今までも考えてますけれども、今後も引き続き検討していかなければいけないと思うんですね。

その中で、余り、何ていうんでしょうね、触れられていないのかもしれないんですけども、この場ではっきり申し上げておきたいことがありまして、鉄道復旧というのは今までもずっと要望してきましたし、鉄道復旧は反対だという人は町内に余りいないんだろうなということも思ってます。ですけれども、その鉄道復旧を求める気持ちが強過ぎる余り、現状のBRTの運行状況、これを余り正しく評価されてない動きが散見されるというのが私の個人的に思っている素直な感情であります。ですので、そこは一体鉄道とBRTと何がどう違って、新しい町にはどちらが、どちらがというか、どういう公共交通網がぴったりはまるのか、フィットするののかということは、感情論ではなくて冷静に議論すべきだろうというふうに思っております。それが大前提です。

その上で、1点目で、じゃあ受け入れをやむを得なかったBRTの交通、BRTが今町内、町外も走っているわけなんですけれども、それが万全の運行体制ではないということは言えるんじゃないかなと思います。その利便性向上のためにどう働きかけているのかということが1

点目の質問です。地域交通のかなめであるという認識はお互い共通しているようですので、今町長答弁の中で、駅の設置についても協議中であると。今お話の中では志津川の団地にも駅を設置してということのようです。その協議中の駅の内容を、私は今初めて耳にした気がいたしますので、J Rとの交渉の中で、町民の利便性向上のために、何ていうんでしょう、ある種勝ち取ったというか、交渉の中で得た成果であるならば、どういう話なのかちょっと具体的にまずお聞かせいただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ほぼJ Rとの協議、ほぼ固まってきたという状況だと思いますので、詳しく私のほうからお話をさせていただきたいと思いますが、前からお話ししてますように、町としてB R Tを受け入れて、そのB R Tの位置づけというのはまさしく背骨という位置づけにさせていただいてございます。したがって、町民バスがそれにあとは横串という形の中で接続をさせて、町民皆さんの利便性の向上を図りたいというふうに考えております。

具体的に駅のお話が出ましたのでお話をさせていただきますが、ご承知のように、今さんさん商店街が45号線、398号線の結節点のほうに新志津川駅が建設をするということになります。その後に、今ベイサイドアリーナ駅がございしますが、具体的にこの駅を移動させます。病院に移動させます。駅名がこれからどうなるかというのはともかくといたしまして、駅名は仮称として、役場、それから病院前駅ということになるかというふうに思います。ご承知のように病院にはバスプールができてございますので、その場所を駅として利用させていただきたい。もう1点は、みなさん通り、病院とケアセンターの間のみなさん通りでございますが、あの場所を基本的に駅の待合所という形の中で使わせていただくということになります。中には、もちろん当然ですが、バスがどこを移動しているということを、そういう案内板みたいなものを病院の中に設置をさせていただいて、乗客の方々はその場所であと何分後にバスが来るというのがその場所で情報を得ることができますので、バスが近づいてきたら病院の待合室からバスプールのほうに行ってバスを利用すると。その後、バスは移動しまして、今度新しい駅を設置を今要望してございまして、志津川中央駅の設置をお願いしてございまして、J Rのほうとしてもそういった方向性は理解をするということでございますので、ある意味東団地という大きい団地、それから中央団地という、ほぼ東団地と規模的には同じぐらいになりますが、中央団地にもB R Tが走っていくということになります。その中央団地の上にトンネルがございします。そこからあとは専用道で北へ向かっていくということになるかと思っておりますので、ある意味町民の皆さんにとって非常にこのB R Tが利便性のある交通

網に、公共交通機関になるのは間違いないというふうに思います。

とりわけ、例えばお話をさせていただきますが、戸倉駅だとすれば、半島のほうから町民の皆さん町民バスでお客さんを輸送してきまして、戸倉駅に落として、戸倉駅に多分10分ぐらい前に当然着くようになると思います。そこからあとBRTに乗りかえて、そのまま乗ってくれば病院にはそのまま着けると。あるいは買物するんでしたらば志津川駅でおりるといような利便性というのは非常にあるだろうと。逆に言えば、港駅、陸前港駅にすれば、崎浜の方々に町民バスを利用してもらって港駅まで町民バスで利用していただいて、港駅でおりていただいて、そのまま南下をしていただければ病院にそのまま着くということになるかと思っておりますので、ある意味町民皆さん方にとってBRTが非常に使いやすい路線に我々としてはなっていくもんだらうというふうに認識をいたしてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 余り知らない情報がいっぱい出てきたので、どうやって質問していこうかなと思うんですけれども。

BRTが、逆にですよ、町内の各所を回って、利用者の方がきっと多いでしょう、町内の乗りおりの多いところに駅が設置できるということは、これは確かにBRTの優位性を存分に生かした方策だろうと思います。ただ、一方で、町なか、専用道ではないところの町なかいろいろ走るわけですね。となれば、定時性の問題とか安全性の問題ということも当然出てくると思います。ですので、今おっしゃっていただいたことはことで情報として新たに追加して、何でしょう、そのどちらが優位なのかということはまた話をしていかなければいけないのかなというふうに今思いました。

その上でちょっとお伺いしたかったのが、交渉の多分一番最初のころ、何年か前に示されたことだと思うんですけれども、鉄路とBRTと、全線鉄路、全線BRTというほうがわかりやすいと思うのでその二択でいいと思うんですけれども、いろんな性能において比較検討した例えば資料とかが町長お目にとまってること多分いっぱいあると思うんです。ご自身でも考えておられると思うんです。一つ参考例として、国土交通省が考えた鉄路とBRTの比較検討した資料というのがあると思うんです。それをちょっとざっと言うと、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、速達性、それから定時性、運行頻度、便数ですね、本数の多さ。それから経済性、コストの問題です。それとルート変更の柔軟性、それから災害時の安全性、避難のしやすさ。6点、国土交通省の資料によるとあると思うんです。これでまず間違いないかというか、ということと、その6つについて町長はどのように、国土交通省の考えと町

の町長としての考えというのは差がないのか、あるのか、ここはちょっと違うと思うよというところあるのかどうか、それお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今その資料を私ちょっと持ち合わせてございませんのであれなんです、そんなに国土交通省の考え方と差異があるとは私思っておりません。ある意味経済性という観点からいけば、完全にこれは赤字路線です。これはある意味 J R 東日本という大きな会社だからこそなせるわざだというふうに私は思っております。

それから、安全性という観点で言いますと、前から私お話ししておりますように、基本的に従来のルートを走ると当然津波警報等が出た際に鉄路であれば当然その場所にすぐとまるということで、乗客の安全を担保できるというのは非常に難しいと、これは指摘をされております。ところが、B R T ですといずれ高台にすぐ避難をするということが B R T は可能だということですので、乗客の安全を担保するという観点で言えば B R T のほうが優位性があるだろうというふうに思っております。

それから、ルートの変更ということについても、今お話ししましたように、駅の問題話しました。ルートの変更の柔軟性というのは、これは明らかに B R T のほうが優位性があると。鉄路ですとそういった優位性は全くございませんので、引いてしまえばそれで終わりということになります。

それから、速達性のことに関して言えば、基本的には、今、前のレールを剥がしてその場所に今専用道をつくって走らせているということですので、速達性、定時性という観点においてもそう後は、引けはとらなくなってくるのかなと。基本的には、J R がよくお話ししてますように、一般道を走るのは志津川地区の市街地だけです。あとは全て専用道を走ることになりますので、そう大きな時間の違いというのはそうないだろうというふうに認識をしております。

それから、もう 1 点は、やはり一番は、利用者にとって利便性があるということについてはやはり本数の問題ですね。やはり運行本数が B R T の場合は倍近いということがございますので、ある意味利用する方々にとっては、利便性にとっては高いだろうというふうに認識はしております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） その国土交通省の資料、きっと J R 東日本さんも同じ情報なんだろうと思うんです。同じ考えなんだろうと思うんです。それを聞いた町長としても同じふう

に思うということは、ああそうなんですかという感じなんですけれども。

ただ、そこを冷静に議論しましょうと私は言いたいんです。感情論ではなくて、結局、比べてみたときに、データとして比べてみたときにどうなんですかって話をやはり冷静にしないと、今のも、私、今話をお伺いしてて、速達性と定時性もBRTと鉄道で余り変わらないんじゃないですかと町長のお考えのようなんですけれども、そこは私は明確に違うと思います。定時性と速達性を鉄道並みに確保するというのは、BRTはどこまでいっても基本的には不可能だと思います。ただ、それを近づけるという努力はしなければいけないと思うんですね。その努力をどうやってしていきますかということは前向きに話すべきだと思いますけれども、そこは、何でしょうね、国がこう言ってるからということだけじゃなくて、ちょっと冷静に見てほしいと思います。

もう一つは、今6つの基準点、私申し上げましたけれども、私これだけじゃ足りないと思うんです、個人的には。大量輸送性能、それから快適性、それと平常時の安全性、これはやはり3つつけ加えるべきだと思うんです。この3つつけ加えたときには、冷静に判断した場合に全て鉄道が性能としては上回っていると思うんです。なので、この9つで判断すべきだと思うんですけれども、町長、私の意見についてどう思いますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私の意見を言わせていただきますが、基本的に旧国鉄が民営化になったのが1987年です。実はその前に、ご承知のように国鉄は大赤字でした。したがって、国鉄とすれば赤字路線の廃止ということを抑えておりました。そこに気仙沼線も入って、俎上に上がっておりました。しかしながら、当時の廃止路線には、幸いといたしますか、気仙沼線は入らなかったということで、その後継続して気仙沼線が運営されてきたという経緯がございます。したがって、当時から、大量輸送という観点からお話しさせていただきますと、大量輸送というほどの利用者が気仙沼線にはなかったという、それは1987年の時点でそういうふうには指摘を受けているわけでございます。ご案内のとおり今の、震災前ですか、JR気仙沼線が利用されているときの利用人数というのははるかにそのときよりも落ちてしまっているという現実がございます。したがって、そこで大量輸送というのは、確かに鉄道は大量輸送というのは大きな目的の一つでもあることは私も否定はしません。しかしながら、気仙沼線でその大量輸送という観点で言ったときに、それを満たすぐらいの乗降客があったのかという現実もまた我々はまた見なければいけないというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 私の考え述べさせていただきましたけれども、一般質問ですので疑問形の形にして町長へ提示しなければいけないと思うんですけれども。ただ、その大量輸送性能にしても速達性にしても、きっと定時性にしても、町長は、町長のお考えでは鉄道と要はBRTでの性能の差が大きくはないと。コストの面とルート柔軟性ということ考えると優位性がBRTのほうが圧倒的にある、そこのアドバンテージを考えると総合的に判断してBRTだということだと思えます。そこを一つ一つ議論できるような、冷静に意見交換できるような場というのはこれからもきっと継続的につくっていただきたいと思えますよ。私のように考えている町民の皆さんというのはきっとあると思えます。国土交通省の示した資料を見て、ああそうだねと納得するだけじゃなくて、いやこれ基準が足りないんじゃないのとか。今言いましたけれども、快適性とかということに関しては、町長ご存じかどうか分かりませんが、例えば歌津地区から志津川地区にBRTに乗ると、復興工事のさなかだということがどうしてもあるんですけれども、揺れが物すごいわけですよ。何か、このまま何かカーブ吹っ飛んでって横転するんじゃないかというぐらいの、快適性とはちょっとほど遠いような運行する路線も現状あるんです。それを理解していただきたい。

その上で、ただ、しかしBRTを受け入れざるを得ないと町長がおっしゃるのであれば、今言った国土交通省の資料にはない基準点をも利便性を向上させていく努力をぜひ今後していただきたいと思えますよ。そのために、私個人的に何が必要なのかなと考えてみた場合には、専用道をもっとふやす。今言いましたけれども、歌津、志津川地区、専用道じゃないところありますよね、復興工事のさなかなので、そこ走ってるんですけれども、そこ専用道を引くとか。それはだってJRは400億円の計上じゃないじゃないですか。300億円は出すと言ってるわけですから、そこは一刻も早く復興まちづくりの工事にあわせて引いてもらうということで、速達性にしても定時性にしても快適性にしても平常時の安全性ということに対しても重要なものかと思えます。そこはどのように今要求されてますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど私答弁させていただきましたが、一般道を走るのは基本的には志津川地区の町内だけです、それ以外は専用道を走るということになりますので。ご案内のとおり、まだ橋が、陸橋が落ちたところもございます。しかしながら、そういったものについてはJRとすれば回復をすれば、修繕をしていくあるいは新しく設置をするということになっておりますので、ただ残念ながら今の復興事業の中での兼ね合いがございますので、今すぐその事業に取りかかるということではできませんが、基本的にはJRとすればそういった路

線については復旧させるというふうな考えでありますので。繰り返します。一般道を走るのは志津川地区、町内だけということになります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） そこをちょっと改めて確認ですけれども、今後BRTの専用道というのは、気仙沼市さんがどうお考えなのかということは町長ご存じかどうか分かりませんが、今後どんどんふえていくという認識でいて間違いないですか、大丈夫ですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 繰り返しになりますが、専用道でBRTは走っていくというのが基本ということになります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。それでは、こういった議論、今後もぜひ続けていきたいと思うんですけれども、嫌がらずにつき合ってください。

利便性の向上ということを考えてときに、石巻市さんの事例なんですけれども、大きい駐車場があるところに仙台への直通バスがとまってきて、要はそこに自家用車で行って、駐車場が広いので、民間の駐車場だと思うんですけれども、車をとめてバスに乗って大都市圏へ直行で移動すると。どうなんでしょうね、用語としてはパークアンドライドということになるのかわかりませんが。そういう使い勝手のいい公共交通というか、輸送手段というものもあると思うんです、BRT、鉄路に限らずですね、三陸道ができますから。今、復興まちづくりの最中ですから、そういう広い土地を確保するというところもある種、先ほど、先ほどというか、きのうも低地部をどうやって使うんだと、モザイク状になっていて困っているんですという話でしたから、じゃそこを駐車場にして、そこにバス乗り入れてもらって仙台なり、3件目で聞きますけれどもくりこま高原なりというところにバスを走らせるという手段もあるんじゃないかなと思うんです。これが素人考えだということであれば、今どのように交渉、働きかけを行っているのか聞かせてください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 冒頭の答弁でもお話をさせていただきましたけれども、三陸道が今年度中には志津川インターチェンジまで供用開始あるいは南三陸海岸インターチェンジまで供用開始、この線路を使わない手はないなというのは誰が考えても同じだというふうに思っております。ですから、志津川駅、新しくできますが、そこにさんさん商店街ができて、一定の駐車場もできます。ですから、その場所に車を置いて、民間事業者になりますが、三陸道を

利用して仙台までの高速バス、それをその場所から乗っていけるということになるかと思  
いますので、ある意味、今、後藤議員がおっしゃったように、車を置いて、そしてそこから  
バスを利用して仙台まで乗っていくことは可能だというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。一つの手段だけではなくて、さまざまな手段を比較検  
討していくということが大切だと思います。その上で、せっかく、せっかくというか、一般  
質問の形にそぐわなければ議長にとめていただきたいんですけれども、先ほど9つの評価点  
を私出しました。その一つ一つで鉄道とBRTどちらが有効ですかということをお願いして  
いくので、間違っているとところがあったら間違ってますかと聞きますから教えてください。

速達性、これは鉄道のほうが上です。定時性、これも鉄道のほうが上です。運行頻度、これ  
はBRTが上です。コスト、経済性、これもBRTが上です。非常時の安全性、これはBRT  
が上です。ルート変更の柔軟性、これもBRTが上です。大量輸送性能、これは鉄道が上、  
平常時の安全性、災害、大災害がないときのふだん日常走ってるときの安全性、これは鉄道  
が上です。それから快適性、これは鉄道が上だと思います。総合評価すると5対4で鉄道が  
数では上ということになると思うんですけれども、町長、どうでしょう、お考え、変わりま  
せんか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 一般的な見方とすれば、今、後藤議員がおっしゃったようなのが大体正  
しいといえますか、見解とすれば同じだろうというふうに思っております。ただ、定時性  
の観点で言いますと、先ほど言いましたように基本的に専用道、どんどんどんどんつくって  
まいりますので、そういった意味においては鉄道とそう変わらない時間で輸送できるという  
ふうな部分も出てまいりますので、いろいろその辺は一つ一つクリアをしていかなければな  
らない課題というのはあるというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） それでは、2件目の有料となった乗合バスについて、余り時間がない  
んですけれども。

4月から有料化になりました。これはやむを得ない、我々議会でも判断して、有料化したわ  
けですけれども、やはり心配ですよ、利用客が減ってるんじゃないかと。ただ、お話、今答  
弁の中では、順調であると、今後まちづくりが進んでいく中でニーズをしっかりと把握して、  
それに合わせてダイヤなり路線なりを見直していくんだというようなお話がありました。ま



だ1カ月ですけれども、利用者数減ってはいませんか。それから、そのニーズ調査ということはデータを分析して今どういう状況なのかということをしっかり把握する手段をもう既に確保してなければいけないと思うんですけれども、それはどこかに委託したりとか手は打ってるんでしょうか、どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 詳しくは担当課長から答弁させていただきたいと思いますが、基本的にやはり苦情といいますか、要望というのが出ておまして、基本的にこれまでの住まいがある意味変わってきてますので、バス停の移動をお願いしたいとか、それからアクセスの問題、運行路線の変更とか、そういう問題等については、苦情というよりも要望という形の中でお話をいただいております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） じゃ少し詳しく説明をさせていただきますが、全体的に有料化になったことに対して苦情あるいはクレームは届いておりません。

ニーズを、声を拾い上げる部分については、今3社に運行をお願いしてございますけれども、そのドライバーさんがそれぞれ日誌をつけて、その中でこういうお客様がいた、このような声が届けられたということを役場だけでなく、運行事業者、情報共有をしております。

大体大きな問題はないんですけれども、やはりバスに乗るお客様の要求水準というのは有料前も有料後もやや同じだなというような傾向がうかがえます。まだ2カ月だけなんですけれども、やはり細かいところへのルートとか、あと細かに停留所とまってくれと、やはりそういった利便性に傾向が高いということが言えます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） この一つ一つの小さい、小さいというか、身近な要望に全部応えていくと全体として公平性が確保できないと、町長、前からおっしゃってることだと思います。でも私もそれはそのとおりだと思いますので、一つそこも、何ていうか、全体を見た上で判断していただきたいなというふうに思います。

もう1点、新幹線の駅へアクセス手段確保が重要ではないかということをおし上げました。これ申し上げなきゃいけないのは、要は今までは日常の利便性、町民が使う足としてどうなんだという話をしてきたんですけれども、それだけ考えていてはいけないというか、必ず町外からこの町に訪れてくれる方々、インバウンドなりということを考えていった場合には、また新たな路線というものも模索していかなければいけないのではないかなと思います。

3分しかないので端的に申し上げますけれども、くりこま高原と、もしくは、これ新幹線じゃないんですけれども、石巻方面につながっていく新たな路線というものも、現実的に可能かどうかわかりませんが、検討の俎上に上げる価値はあるのではないかと思いますけれども、町長はどのように判断されてますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、くりこま高原とうちの町をつなぐということについてはある意味提案をさせていただいた経緯もあるんですが、なかなか民間事業者、採算が全くとれないだろうということで、残念ながら食指を伸ばす業者はいないということです。

先ほど言いましたように、基本的にどちらかというと仙台駅のほうにアクセスをしたほうが利便性としては高いのかなというふうに思います。ご承知のように、仙台ですと新幹線30分に1本ぐらいずつ出ておりますし、それから「はやて」が出ております。1時間半で仙台・東京をつなぐということになりますので、くりこま高原ですとどうしても1時間に1本ということになりますので、そういった観点で考えていった場合、いわゆる移動時間を考えた際にどちらが優位性が高いかということと仙台駅のほうが近くなってくるのかなと、そんな思いで考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 石巻に関してはどうですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 石巻は、正直、私も石巻という観点というのは意外と考えてございませんでした、ある意味栗駒、それからどうしても仙台という形に考えておりましたので。石巻ですとどうしても仙石線という接続になるのかなというふうに思いますが、その時間等を考えた際にどちらが近いのかということになりますと基本的には仙台のほうに近いだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 冒頭申し上げましたけれども、いろいろお互いに持っている情報を持ち寄って、一つ一つ冷静に比較検討していくということをやったり手順を踏まないで議論した透明性が担保できないので、結局誰かが勝手に決めたんだろうということになると、やはりそれが見えていない方からすると不満も出てきますし、それは受け入れられないというような結論に至ってしまうことが往々にしてあるんじゃないかと思います。この鉄路、BRTという問題に関してはまさにそこが起きていると思うので、私のきょうの議論でそれが全てク

リアになったかと言われたら非常に難しいですけれども。町民としても要求をするのであれば、きっと今走っているBRTをもっと利用していただいて、稼働率を上げていただいて、JRさんに、どうだ、いっぱい使われる路線なんだからお願いしますというのがある種、筋でもあるんだろうと思います。そういったさまざまな意見を議論する場、今後つくっていく必要が継続的にあると思います。その場づくりに関しては、町長、最後にいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話しのように、利用しないとどうにもならないんですよ。やはり利用する方々がふえて初めて持続可能な公共交通機関になるわけですので、これは町民の皆さんにも広く、ですから我々も先ほど言いましたようにBRTを背骨にして、町民バスを横線にする、横串にするというのは、結局BRTの利用率をいかに高めるか、それが今後持続可能な公共交通機関に位置づけとしてなっていくということですので、これから本格的なBRTの駅等を含めてできてまいりますので、そこは町民の皆さんにも広くぜひともご利用いただきたいというふうな我々もキャンペーンはしたいなというふうに思っております。

基本的に、あとは今度、問題まだございますので、どういう機会になるかわかりませんが、町民の皆さんに説明をする機会というのは当然出てきますので、そこを改めて我々としても考えていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

通告3番、及川幸子君。質問件名、1、これからの観光整備の課題について。2、志津川、歌津の市街地のあり方について。以上2件について一問一答方式による及川幸子君の登壇、発言を許します。3番及川幸子君。

〔3番 及川幸子君 登壇〕

○3番（及川幸子君） 3番及川幸子は、ただいま議長のお許しを得ましたので、町長に対して、これからの観光整備の課題についてということで質問申し上げます。

震災から5年が経過しても、当町に訪れる人が多い。さらには、毎月実施している復興市はにぎわいと活気あふれる事業として定着されていることは、大きな成果として評価します。しかし、このままBRTとレンタカー利用者だけでどこまで牽引できるのか不安である。これがもし鉄道であるならば、もっと誘客事業やインバウンド事業、子供たちの通学にも利用され、観光の目玉となる可能性が大きく思います。当町の人口だけでは町は衰退するだけで危惧されますが、これからの観光振興策をどのように考えているのか町長にお伺いいたします。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員のご質問、これからの観光整備の課題についてお答えをさせていただきたいと思えます。

議員ご質問の内容でございますが、公共交通網の整備に関連した観光振興についてのご質問と思われまますので、それらについてお答えをさせていただきたいというふうに思えます。

まず、観光と交通がリンクした形で一体的に整備するには、スポットとしてではなくてトータルとして広く捉え、来訪者の目的に合った施設や多様な公共交通網を面的に整備をしなければいけないと考えております。

昨年12月の定例会における一般質問の際にもお答えしましたとおり、当町への個人旅行来訪者のおよそ7割の方が自家用車の利用、また団体客の来訪者につきましてはそのほとんどが観光バスを利用し、自動車が交通手段の大半を占めている状況でございます。さらに、三陸自動車道の延伸が進み、今年度末には志津川インターチェンジと南三陸海岸インターチェンジの供用開始も予定されておりますことから、本町を自動車で訪れる際の利便性が向上することとなります。より一層自動車で訪れる方の増加が予想されるというふうに考えております。

当町としましては、来年3月にオープンを予定する新たな商店街の周辺一帯を道の駅として整備する計画としておりまして、自動車由来訪者のみならず、公共交通を利用して訪れる観光客の誘客を図るため、公共交通の拠点となるバスターミナルと大型駐車場を備えた商店街の一体的な整備を図りたいと考えております。さらには、施設を利用したイベントの開催や町の魅力の有効的、効率的な情報発信、観光客のニーズを取り入れたBRTや高速バス、町内循環バスの連携などソフト面でも充実化することによりまして、物産販売の増大や町内観光スポットへの波及効果が期待できるものと考えております。

これらの現状に対し、現在町と観光協会が推進をする国内外の学生、企業を対象とした教育研修旅行においては、団体からのニーズを的確に捉えて、受け入れ態勢の整備を進めてきた結果、震災前の水準を超える集客へとつながっているところであります。

今後、さらなる当町の交流人口を拡大させていくためには、これまで積み上げてきた地域力を最大限に生かし、地域住民が活躍できる観光による地域づくりに一貫して取り組み、経済的波及効果はもちろんのこと、地域活性の機運を高めていくことが重要であると考えております。特に当町が得意とする産業資源を活用した体験プログラムや震災学習の磨き上げを図るとともに、あわせて地域情報及び他のエリアとの差別化を図る情報発信拠点としての施設

整備、国内外来訪者に対応した環境整備など、地域の現状と来訪者のニーズに合わせた特色ある受け入れ態勢整備に取り組み、住んでよし、訪れてよしの観光交流を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの書き込みしてたもんで、すいません。

まず、前議員もおっしゃいましたBRTと鉄路との利便性、いろいろ5対4ということで、鉄路のほうが優位性があるということを私も前から思ってたところで、ある意味共感をいたしました。

その中で、観光に結びつく、いろいろただいま町長のほうからご答弁ありましたけれども、自動車で多くの方が訪れることを期待、私も期待しております。そのためにバスターミナルも整備するということを伺いました。きのう実は議会が終わった後、総務課のところに行きましたら、JRの社長さん以下数名、七、八名ですか、町長室から退席してきたところに遭遇いたしました。ということは何らかの、ただの訪問だけではないというふうなことをうかがうわけなんですけれども、この観光、BRTとの今後の計画に関連があるものと推察いたしますけれども、その辺どういってお話だったのか、まず先に、観光面とつながる面があるのか、その計画性を、道の駅なるものとターミナルなるものの計画性を伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 一つだけ誤解のないように、間違いですので、社長ではございませんので、常務です。そこだけ誤解ないようお願いしたいというふうに思います。

いずれきのうおいでいただいたのは、実はこの常務が今度転勤をします。これまで5年間いろいろお世話をいただいたということでの御礼の挨拶でおいでをいただきました。その中で当然のごとく、先ほど後藤議員の質問にお答えしましたように、志津川地区の駅の問題等々について詰めさせていただいたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 社長でなくて常務さんということで、その辺はわかりました。

それと、まず先に、町の観光振興、南三陸町の観光振興と基金条例ということがございます。第1条、観光の振興及び環境衛生施設の整備、充実を図るため、南三陸町観光振興等基金を設置するという条例があります。この条例によるように基金が積み立てされているのか。震災前、後、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 及川議員ご指摘の基金は、入湯税の財源を積み立てている基金だと思えますけれども、平成27年度末で3,400万円ほどの現在高となっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この財源には入湯税を当てると、ただいま総務課長が答弁したように入湯税を当てるということになってますけれども、27年度末ということは去年末で3,400万円、基金があるということで、条例どおりに積まっております。

そこで、これから観光面においてもいろんな施策を考えていると思えますけれども、先ほど来申された鉄道問題にしても、私たちはぜひ観光とこの先絶対結びつくはずだからと思ひまして、2年前ですか、東京に要望書を持って議会でも行ってきました。その後の経過はわからずで、そして12月の町長が国に行ったときの新聞報道でBRTに決定したということで伺いました。その間の様子というのは我々は見えない部分でした。これからはやはり前議員が申し上げたとおり、これについてはまだまだ議論、私もしていきたいと思っています。そういうことで、それまでのいきさつ等も聞きたいんですけども、時間の関係上そこまでは今回聞きませんが。

このBRTで、やむなくBRTを決定して観光していくということになると、ただいまの団地整備を行いながらいろんな施策を考えていることをお伺いしました。その中で、ただいま先ほど病院にBRTを乗り入れさせるということも伺いました。

その中で、町内バス、4月から町内バスを走らせてますけれども、町内バスとのリンクですね、リンク、時間的に合わないという町民から苦情が出ております。企画課長は町民からは苦情が出てないということを申し上げられましたけれども、私のところには町民からの苦情が出ています。1つ例を挙げますと、歌津のBRTの駅に車で、高校生とか親御さんが車で送ってきてるそうです。そしてそこからBRTで乗ってきてる。あるいは、歌津から町内バスに乗るとBRTに乗ってくるほうが来なきゃない場合、そしてまた直通が、この病院までの直通がないから、結局乗り継いでくると300円。200円と志津川に来るからプラス100円ですか、300円、400円か、400円かかります。そして子供料金がないということで、子供と親子で来る場合は倍の800円、片道かかると。そうすると往復1,600円かかる。そのぐらいかかるから、駅まで車で送られてBRTで来るという人もおります。そういう本当は利便性を考えてやっているバス事業だったんですけども、私たちも議会で議決した以上はこの町内バスに対しては責任がございます。登米市さんとか石巻市さんでは100円バスでやっております。このバスに乗る人たちは、運転できない弱者、交通弱者の人たちです、高齢者、子供たち、高

校生。そういった場合を考えると、先ほどの苦情が来てないというのは、あれ、ちょっと。

まだ2カ月ぶりですけども、2カ月たってそういうことが出ているということは、やはり現実に時間帯も合っていないんだなというところがうかがえるわけですけども、それをこの町内バスとうまく連携して観光につないでいく。まずはボランティアの人たち、絆ボランティアなどたくさん来ております。その中で、この人たちが活動していく上で、必ず遠くから来てますので、バス、乗り物を利用するわけなんですけれども、そういうことから考えてもこの料金設定が少し改定が必要でないかなと思われましてけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 確かに苦情、クレームはないということではありますが、私、最初にお話をしたのは、個別的には具体にはいろいろそれはございます。ただ、バスの有料化に運行という大きい意味での問題、それはございませんというふうにお答えをしたつもりでございますので、そこはご理解をいただきたい。ただ、総じてそういったことがまとめ上げると震災前と同じように利便性というところに声が偏っているように感じますという意味で申し上げました。まるっきり何もないということではございません。

ただ、先ほどの例えば子供の運賃について、半額とかただとかというような、ドライバーさんが聞いたということは町のほうにも届いてございますが、お一人だということでございますし、またその事情を説明をしたところ、その方はご理解をされたというふうなことも聞いてございます。そのほかにも実は細かいようなところが、おつりの問題、あるいはバスの車内で定期券を運転手さんから買ったり何だりをするときにおつりがなかった、やれ何だということで、結果としてバスの運行がおくれてしまったりというようなこともありますから、そういった部分も少しずつ改善をしていただきたいなど細かいのはたくさんございますので、そこはまるっきりないということではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの答弁ですと1人だけだからというお話のようですけども、やはり人数ではないと思うんです。子供料金、どこに行っても子供料金というのは半額というのはどこの交通機関に乗ってもあると思うんです。だから、私たちも議決した以上は無責任なことを言っていられないので、やはり子供料金というものをつけるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 1人だからいいということではなくて、1件届いておりますという

趣旨でお話をさせていただきました。

それから、子供料金につきましては現在検討をしているというところで、まだ始まったばかりでございますから、利用状況を見ながらその辺を対応していくと。急いで拙速にやっているとまた後でやり直したりというようなことにならないように、そこは少し時間をかけて考えてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうですね、ただいまの答弁であれば私も少しはほっとしているところであります。

町民の人たちはやはり、先ほどから言いますけれども、弱者の人たちが乗ります。1日400円もかけて往復800円、それを週1回しても月4回です。大変出費につながると思うんです。そういうところを考えると、町民に寄り添った行政であるべきでなかろうかなと思いますので、多分私は、今支援の人たち、支援の人たちが大勢100人から来てます。そういう地域がわからない人たちもそういう関係の仕事に携わっているから、地域と距離感があるのかな、町民と距離感があるのかなという思いもしますけれども、なるべくそういう地域のことについてはプロパーがサポートして、地域性、この南三陸町でも4地区があります。それぞれ皆地域性がございますので、その辺をバックアップしてやっていっていただきたいと思います。

それでは、本題の観光に戻りますけれども、今ボランティアの質、人も大分まちまちで、観光に訪れる人たちの求めるものがさまざまです。南三陸町を目指して来られる方、また東北被災地をめぐる方、さまざまだと思うんです。観光面から考えた場合、ここの南三陸町、この当地、地方にだけ来てもらえばいいというお考えなのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 旅行の形態によると思います。基本的に、日帰りですどこかに行きたいなというときにうちの町を選んでいただきたいという思いがあるのと、それから1泊2日とか2泊3日で家族旅行あるいはグループ旅行をしたときに、当町だけではなかなか賄い切れないというか、体験し切れない部分もございますので、やはり近隣の気仙沼市さんとか石巻さんとか登米市さんとか、そういうところとの連携というのはやはり必要なんだというふうに私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩



午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

及川幸子君の一般質問を続行いたします。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、ただいまの町長の答弁で、隣接町村、そしてまた連携してや  
っていくのも一つの方法だというご答弁ありました。その中で、鉄道であればそれが可能な  
んですけれども、このBRTを使ってどのような連携をしていくのか、お考えがあったらお  
答えください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） BRTをお使いいただければいいのかなというふうに思いますが。それ  
しかちょっと答弁のしようがないですね。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ということは、BRTでの計画がまだ見えてこないということだと思  
うんですけれども、いかがでしょうか。それはありますか、計画が。どのような、今後の計画  
があるかないか、観光に結びつけていく、BRTを利用した。先ほど前者の答弁ですと新幹  
線までは無理だというようなお話ありました。ならば、このBRTを使って何らかの方策を  
考えていくという施策はありますか、ないですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと質問の趣旨がちょっとはかりかねるんです、何て答弁すればい  
いのかと思うんですが。

基本的には、BRTを利用しておいでになった方々は、BRTを利用して、公共交通の足と  
して利用していただければそれでいいだろうというふうに思います。

近隣のというお話をしておりますが、基本的に、例えば登米市と連携しても、登米市のほう  
はBRT行ってごさいません、迫のほうとか含めてそうなんです。それから、震災前にう  
ちの町で一番連携を深く強めて広域観光を努めていたのは平泉です。そこは全てバス移動と  
いうことになっておりますので、とりわけBRTでなければだめだということではないとい  
うふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 私は、被災地をめぐるという形の観光も視野に入れながら今後どのよう  
なBRTとの連携をしていくのか。そしてまたBRTは快適というにはほど遠いんですね、  
先ほど前議員もおっしゃいましたけれども。まずはトイレがないということです。男性はど

のように思うかわからないんですけども、トイレがないということは女性にとっては非常に苦痛なものです。それで、そういうBRTへの申し出というものはなされているんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） トイレは女性のみならず男性も大変です。ですから、そういう意味では男女かわらずそういった意味においては大変重要なんだろうというふうに思いますが、いずれトイレの問題について、BRTを改装するのかわかりませんが、我々としては今トイレのことをJRのほうにお願いしているという経緯はございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） BRTには申し出をする気がないという、今のご答弁でよろしいでしょうか。トイレの設置とか要望もないんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 技術的なものになりますので、私からその辺のコメントについては差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 鉄道にまさるものということでBRTを、利便性などを考慮してBRTを選んだということですので、その辺も交渉の一つだと思うんですけども、今はバスにもトイレつきがあります。そういうものを走らせる要望等はJRにしていけるのか、今後、ないのかということをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のご質問でございますが、そういったことが可能なかどうかということについてはJRサイドにその辺のお話はお聞きすることはやぶさかではないというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 実現に向けて交渉してもらいたい、聞くことは誰でも聞けると思うんですけども、実現に向けて交渉してもらいたいと思います。

それから、当町には4つの地区がございます。旧町の戸倉、入谷、志津川、歌津とありますけれども、それぞれ特色ある地域がありまして、私的には今後この志津川を核として観光を支えていくとすれば、この志津川は商店街、そして今まで復興市などをやっている、そういうところをメインとして、新しい市場もできました。そういう市場を踏まえて活魚、そうい

うものも揚がると思いますけれども、ここはそういうものを中心として。そしてまた入谷、戸倉、歌津とそれぞれ特徴ある地区だと思うんです。戸倉は歌津と同じで、海辺で生活している人たちが多いので、海の産業を、何ていうんですか、神割崎の観光プラザさんを中心にやっていくとか。入谷さんは農産物が多いので、農産物を主体にしてやっていく。この間、新聞なんですけれども、ラベンダー、雄勝のラベンダーは鹿が嫌いなものであるというようなことでしたけれども、泊はまた海の幸が豊富なので、泊というか、歌津は。そういうふうな観光に結びつけていくという考えはどのようにお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のご質問については、これは震災前からそれぞれの地域の特性を生かした観光の事業、展開をしてございます。とりわけ戸倉地区においてはブルーツーリズムと申しますか、漁業体験をやっていただいて、そこで教育旅行とか含めて受け入れをしてきたと。入谷地区においては当然山の分野あるいは里の分野ということでのグリーンツーリズムを展開をしてきたという経緯がございますので、震災で残念ながらちょっと低迷をしたといえますか、中止せざるを得なかったんですが、それもだんだん復活をしてきたということになりますので、ある意味民泊も含めてそれぞれの地域の特性を生かしたそれぞれの場所に皆さんにおいでをいただいて、さまざまな体験をしていただくということがうちの町の多分一番の売りになるのはそこではないかというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） これからやはりそういう分野が観光に直結して成果を上げるのかなと思います。そこで、今、観光に訪れる人の中で7割は女性の方だと思っております。ここに来るボランティアさん初め観光で訪れる人は7割が女性の方だと思いますけれども、男性の人と女性の人と感性が違うわけですね。女性の方は各家庭の人たちも多いですけれども、花に対してすごく興味を持っているんです。きのうから元地を買ってモザイク状になっているというお話がありましたけれども、そういうところに花を植えてもらって、そこを景勝地にしていくというお考えなどがあるのかどうかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分及川議員は篤とご承知の上でのご質問だというふうに思いますが、当然そういった場合になったときの管理をどうするか、維持管理をどうするかというのは、多大な労務、労務費というか、かかっていくというふうに思います。その辺の問題をクリアをしないで「はい、やります」というわけにはなかなかまいらないんじゃないかというふう

に思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 私は以前にも、何年前でしょうかね、このことについて質問した経緯がありますけれども、震災に遭った自分の土地というのは愛着があるんです。だから、そういう人に管理を任せて、種などを提供してやるというのも一つの方法かなと、管理をお願いするという方法も手かなと思うんです。先ほど雄勝では、ラベンダーが鹿が嫌いなので、ラベンダーを植えたら鹿が寄ってこないという話をしましたけれども、駆除に大変入谷のほうでも困っているようでしたから、この地区はラベンダー、この地区はコスモスとか、この地区はヒマワリとか、そういうふうにしていくのも一つの方法かなと思われまうけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的にやはり自治といいますか、それぞれの地域にお住まいの方々が率先してどう取り組むかということが必要だろうと私は思います。以前、今もそうですが、泊のヒマワリ畑なんていうのは典型だと思います。ああいう自分たちで自分たちの地域を本当に皆さんに多くの方々においでをいただいて、そしてごらんいただく、しかも自分たちの力でやるということが非常に大事だというふうに思います。ですから、そういったそれぞれの虫食いあるいはモザイク状態の土地を自分たちの力で自分たちでしっかりやるという意識があるんでしたらば、例えばいろんな苗をやるとかというのはそれは町としてもできることだというふうに思いますので、要は地域の方々がどうお考えになるかということも、あるいはどう誘導するかということが当然あるんだろうというふうに思いますが、そういうのが大事だろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 観光基金が3,400万円ほどありますので、その辺も今後ともそういうものを活用しながらそういう、苗もそう、種もそうなんですけれども、まず土地に、元地に、自分のうちがあったところに環境整備していくとなれば土も必要だと思うんですね。ですから、歌津地区にはここ土取り場、戸倉地区にはここ土取り場というふうなところまでも設定してあげればいいのか、自分の土地を管理していく、みんなで共同で美しい花のある地区にしていこうという、1人から2人、2人から3人とふやしていく。それが人の目を楽しませる、観光客もああ来てよかったと思えるような地区に育て上げていくのも一つの方策ではなかろうかと思えます。

そして今、1つ例が泊地区のということがありましたけれども、この泊崎半島、田東山から泊にかけて半島が出てるわけですが、松くいでもやられた木が切られて、泊の尾崎さんも大分景勝地がすばらしくなっていました、2回ほど行ってみましたけれども。そこに行くまでの道路が、今民間のホテルさんまでは大型バスが行ってますけれども、その先1キロぐらいが自家用車でないと行けない細い道になってますけれども、その辺などをバスが行けるように整備されると、あれがもっともっと、きのうですか、今野議員が「映画のロケに」なんてまで話がありましたけれども、そういうようなすばらしい景勝地になっております。昔はお参りなどをやってお正月に行ってる人も、お正月は行ってる人いると思うんですけども、地域おこしにつながれば幸いと思いますけれども、今後の観光に、あの辺、泊崎の灯台を絡んで泊崎半島の観光をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 泊崎の有効活用ということでございます。ご質問の中にあつた松くいなどでの景観が大分変わってきている部分については、今新しく苗を植えるボランティア活動なども取り入れて、なるべく早く景観が戻るような努力をしているところでございますけれども、それから沿岸部一帯、国立公園にも今回指定をいただいておりますので、そういった意味での何と申しますか、外向けのバリュー感を出しながら沿岸部のこの美しい景観を観光に取り入れていきたいというふうには考えてございます。

交通を通じての今回のご質問ですので、ご不便となる部分についてはなるべく誘導しやすいような案内などをしながら、一般の自家用車活用も含めてお客さんに行っていただけるような努力はしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいま前向きな答弁でございましたけれども、あくまでも自家用車ということなんですけれども、一つここは長期計画にも取り入れていただいて、1キロ、1キロないかな、あそこ、ちょっとはかってないのでキロ数についてはわかんないんですけども、大型バスが田東から泊崎半島に乗り入れできる、あの部分を整備して観光に、大きな観光につながる場所ですので、整備していただくというふうな方向づけをお願いしながら、ますます南三陸町の風光明媚なところを売っていくという観光に結びつけていけたらと思いますけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、課長もお話ししましたように、先日、世田谷の造園協会の皆さん方

がおいでになりまして、あそこの風光明媚な場所にクロマツを植えて、何とかここにたくさんの方々においでをいただきたいという、そういうボランティア活動も展開していただいておりますので、当町の町民のみならず、町外の皆さん方もあの泊崎荘のいわゆる景観というものについては一定程度評価は高いものだというふうに認識はしております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そのぐらいの評価を受けたということは町外の人たちにも認められているということですので、遠くならないうちに大型バスが乗り入れできるように、用地については地元の人たちが協力するという声もありますので、ぜひ計画に入れていただければと思っております。

それから、田東から海において半島めぐりというのは今申し上げてましたけれども、そこを充実させていきながら、戸倉には三陸プラザというレストランあるみたいですがけれども、この景勝地にも何らかの施設、そこで海の幸をとって食べて買ってという、そして海の体験をしていく。今、体験学習がメインになっているようですけれども、そこでも泊湾という静かな海がございますので、釣り船だけでなく、子供たちが体験、養殖の体験とか、そこを見て歩くということも必要でないかなと思いますので、そういう体験ツアー、そして海の幸めぐりなど、どのように考えているかお伺いいたします、今後の観光の中での。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員も篤にご承知だと思いますが、泊地区の若い方が、漁業をやっている若い方々、6次産業という取り組みをしております、多分皆さんもテレビ等でごらんになった、新聞等にも随分紹介されていますが、本当に若い漁業者の方々の取り組みというのは、ある意味町内の方々よりもむしろ町外の方々、県外の方々のほうが非常によく知っているということで、彼らのような取り組みがもっと広がっていくということが非常に地域の活性化につながっていくというふうに私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうですね、地域の人、第1次産業、とるだけではなくて、とったものを加工して売るとか食べさせるとか、そうすることによってその場所で、お母さん方、女の人たちも販売に携わるとか売り子に回ったりという、その地区、例えば部落こぞって交代で出るとか、そういう地域性をつないでいきたいと思っております。前に、震災前に長須賀海水浴場の料金取りも地区のほうでやったわけなんですけれども、そういう毎戸で交代に出るといった地域性がありましたので、そういう協働の仕事というものもあの地区ではでき得るのかな、

震災前からそういう事業もやってたので、できると思いますので、そして用地提供には惜しまないという人たちもおりますので、ぜひその辺を活用しながらその地区を観光につなげていく方策を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 誰が答弁するの。（「じゃもう少し質問つけ加えます」の声あり）

及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 地域おこしとして創生事業などに位置づけて国に上げていくような事業として捉えていただけるかどうか、今後。そういうものまで大きなものにつなげていきたいという思いがあるんですけども、その辺どのようにお考えしているか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） いろいろご提言めいたお話なんですけど、おっしゃるとおりかと思いますが、最後に例えば地方創生事業にのっけてというようなご提言なんですけれども、現状、この地方創生あるいは総合戦略という仕組みあるいはルールに照らしますと、及川議員のおっしゃるような部分はなかなか当てはまらないのかなというふうに思っておりますが、他の制度などを照らしながらそういう部分も考えていければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ぜひ地域おこしなどに活用して支援していただけたらそれぞれ地区が盛り上がって生き生きしたまちづくりに貢献なると思います。その辺の支援方もお願いしたいと思います。

それから、体験学習ですね。観光には、これからの観光にはぜひこの体験学習も必要だと思いますので、その地区地区、4地区の特性を生かした体験ツアーなどの観光も強力に推し進めていただきたいと思いますが、先ほどから体験についてはこれからも考えていくという方向ですけれども、なおこれについてももう一度ご答弁をお願いいたします。中身、具体的な中身をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おらほのまちづくり実践事業というのがございまして、この間、審査会がございました。歌津地区の皆さん方も結構申請上がっておりまして、先ほど言いました若手の方々もいろんなアイデアを出していただいて、そういう地域の皆さんが自主的にこういう事業をやってみようよというときに、当町として、町として、南三陸町としてそういう受け皿がございますので、どうぞそこは及川議員が地域の皆さんに言って、おらほのまちづくり事業でこういうのがあるんで、どうですかと、皆さん参加しませんかと、そういうPRも及

川議員の一つの仕事だと私は思いますので、どうぞPR方をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） わかりました。それと、まず、今体験学習をなさっている、観光で、観光面から体験学習をどのようなものを行っているのか、現実的なところをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 体験については、森から海までいろんな観光資源があることはご存じのとおりですけれども、町長のお話の中にもあったように、最もお客様方に魅力として感じていただけているのが民泊だと思います。農業をやっている方には農業の体験を通じて宿泊しながら家族と触れ合うということが非常に喜ばれます。したがって、今お話の中で出てきている泊の地区などは海の資源が非常に魅力のある地域ですから、そこで海の漁業の体験などをしながら海の自然に触れる、そういったことが民泊を通じてやっていただけるような環境が恐らく南三陸町として外向けの観光資源としては最も人気が高いだろうというふうには思っております。そういった意味で、今、民泊受け入れ先、多ければ多いほど、国内の教育旅行も、それからインバウンドも非常に民泊資源を求めてございますので、重点的にそういったところを中心に広げていきたいなど。具体的にということですので、今すぐということでもそういったところの魅力は資源として売り出せるというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 町全体としては、今、泊という具体的な例を出していただきましたけれども、全体的には戸倉、その辺なども実施してるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 今、民泊の事例で申し上げた流れで言いますと、実はまだ、戸倉地区は多く被災して、新しい住宅がこれからというような状況、現状を踏まえまして、戸倉地区は専ら神割崎などの拠点を使った観光の展開ということで今しておりますが、いずれご協力いただける方々にはお願いをして、こちら民泊を広げていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 大分民泊の話がなじんできているのかなと思いますけれども、訪れる人たちの観光客の何割ぐらいが今そういう民泊として、実はこの間も歌津のほうで民泊してえらい大変だったというような声が聞かれるんですけれども、何パーセントぐらい今入ってるんですか、教育旅行、民泊、そういうものは。



○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） ご質問が何パーセントみたいなどころでのことですが、町の取り組み方としましては、やはり外からのニーズの高いところ、観光の可能性の高いところをやはり重点的に展開して誘客を図るということでの取り組みでございますので、パーセンテージでのお答えはできないんですけれども、非常にその分野が人気が高いということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それに伴う民泊との比較ですね、例えばこの民宿、ホテル、いろんな宿泊施設と比べると料金的にはどのような設定になってますか、比べると。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 具体的な個別事業の中身の段になりますと、今観光協会のほうでプランつくってございます。それらはいわゆる学校さんの予算に合わせてプランをつくるという手続になってございますので、詳細の金額はわかりませんが、おおむね宿泊など、あるいはその体験料を含めて、体験料含めてですけれども1万円以内の予算の中で1泊ぐらいの、1泊2日のメニューがつくられているのかなというような感じで捉えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ありがとうございます。時間もあと30分、次がありますので。今後の観光に期待しますので、観光協会さんと連携を持ちながらこの分野においては誘客を図って、当町が、南三陸町がますます活性化していくことを期待しますので、ご努力を惜しみなくお願い申し上げます。

続きまして、志津川、歌津の市街地のあり方についてということで、1つ目、祈念公園の内容について、詳細なデザインが提案されているのであれば、亡くなられた方や不明者の名簿をどのような形にするのか、どのような形であらわしていくのか、また記念碑などのものを建立するのかが1点と。

それから2つ目は、震災遺構として現在2つの建物があります。これは防災庁舎と高野会館でございます。国道が高くなるとどのような避難路を考えているのか。

3つ目、現在、歌津には鎮魂の森と称した祈りの場が個人の手で整備されました。しかし、駐車場や森に上がる道路が必要と思います、今はないので。伊里前市街地計画からの道路等の取りつけのどのような考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員の2点目のご質問、志津川、歌津の市街地のあり方についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、祈念公園の内容について詳細なデザインが提案されているのであれば、亡くなられた方や不明者の名簿はどのような形にするのかということについてであります。震災復興祈念公園の基本設計、そしてデザイン等については、昨年12月に住民説明会を実施いたしましたほか、志津川地区のまちづくり協議会においても議論をしていただいております。これらの意見を踏まえて現在詳細設計を進めているという状況であります。

今回の祈念公園を整備をするに当たって、基本的な考え方の一つに追悼の場としていくということがあります。東日本大震災及び過去の津波災害で犠牲になられた多くの方々に悼み、追悼するためのしつらえとして、公園内に慰霊の場を整備することが必要であると考えております。

ご質問の津波被害で犠牲になられた方々の名簿については、これをおさめる名簿奉納庫を公園内に設置し、訪れる方々が犠牲となられた方々に思いをはせることができるようにしたいと考えております。また、記念碑についてであります。公園を訪れた方々が手を合わせる場所が必要であると認識をいたしておりますので、公園内に慰霊碑を設置する方向で詳細設計を進めるよう指示をいたしております。その場所、しつらえについては設計がまとまりました段階でお示しをさせていただくことにいたしております。

次に、2点目の震災遺構に係る避難道をどのように考えているのかについてであります。復興事業が行われております志津川市街地においては、ご承知のとおり旧防災対策庁舎を平成27年11月、県に譲与し、平成43年3月10日まで県有化されることとなっております。また、旧防災対策庁舎の南西側に民間の建物が現存しており、所有者の意向としては解体せず、今後の被災のために利用することと聞き及んでおります。

これらの建造物の周囲においては高さ8.7メートルの河川堤防及び国道等が整備されることとなりますが、市街地の主要道路となる国道45号及び398号へのアクセス道路については町道災害復旧等において整備する計画となっております。災害発生時にはこれらの道路を利用して高台などの安全な場所に避難をしていただくこととなります。今後は関係機関とも協議を進めながら、高台等に避難するための安全なルートを検討し、適切な避難経路を設定することが必要であると考えております。

最後に、3点目のご質問、現在歌津には鎮魂の森と称した祈りの場が個人の手で整備されたと。しかし、駐車場や森に上がる道路が必要と思うが、伊里前市街地計画からの道路等の取

りつけの考えを伺うということについてであります。鎮魂の森はさきの震災の犠牲者を悼み、震災被害を後世に伝えていくため建立されたものと思われませんが、鎮魂の森へ参拝するには町道伊里前住宅線や町道峰畑線を経由する必要があります。伊里前市街地から直接アクセスすることはできません。取りつけ道路や駐車場の整備という議員のご提案でございますが、道路勾配や道路幅員等の確保など諸条件の課題解決が必要となり、整備は難しいものと考えております。

町といたしましては、震災復興祈念公園の計画を進めているところでございますので、町民皆様の鎮魂の場、慰霊の場としてご参拝いただければというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 1つ目の祈念公園、志津川にできる祈念公園のあり方ですけれども、デザインが具体化されれば提示しますというふうなただいまの町長の答弁でしたけれども、決まってから報告されると変えようがないんです。遺族の中には、そういう見て触れて、ここにいるよという、そういう思いができる場をつくってほしいという声があるんです。だから、ただいま奉納庫としておさめるというふうな形ですけれども、どのような形になるのか、ちょっと今想像つかないんですけれども、具体的にどのような形になるのかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今答弁させていただきましたように、今詳細設計を進めてございます。そういった中でどういう形になるかというのは明らかになってくるというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 設計が出てきて、それを変更できるのかどうなのか、意見がそこに入れることができるのかどうかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今後のことですが、基本的に、及川幸子議員、この問題について議論できるのかというお話ですが、これは前の議会でも後藤議員も含めてこの件についてさまざまご議論いただいております。議員の皆さん方にも祈念公園のデザイン等についてはお示しをさせていただいておりますし、そして一定程度ご議論もいただいたというふうに認識しておりますので、今、及川議員の議論が、後で詳細設計を出されて我々で議論できないのかというご意見でございますが、基本的には前に基本設計をお示しをした段階でさまざま議員の皆さんからのご意見を頂戴したという経緯があるということはお認識をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小田原満男君） 詳細設計が終わってから住民に説明して、そのときに出た意見がまた反映されないのかというご質問でございますけれども、前回3月定例会で後藤議員からもご質問いただきました。それで、詳細設計した中で、終わる前に一度提示をさせていただきたいということをお答えさせていただきました。その中でやはりここをこうしたいほうがいいのではないかというものがあれば、程度はありますけれども、その辺は反映できるものは反映したいということで答弁をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） じゃ反映できるものという中にぜひ入れてもらいたいんですけれども、亡くなった方の名前をあらわす、そういうものが、人ですから感情があります。例えば何かにかいたものを埋めてしまうとか、要するに広島原爆ドームのように中に入れてしまうと見えないですね。来ても、さわってみるとか、ここにいるんだなとか、その思いというものをどこであらわしたらいいのかという、来た人、遺族の人たちには伝わらない、そうであれば。広島は人数が何十万人という人が亡くなられて、一々石に刻むことができない人数だからそうしたんでしょうけれども。南三陸町の場合はぜひ石に刻んで、名前があるとそこに行って、自分の誰々だな、自分との関係、そういうものを見て触れて、ことしも来たよとか、友達、仲間、そういう伝わるっていうかな、言いあらわせないんですけれども、そういう思いができる、そういうものをつくってもらいたい、残してもらいたい。私も、多くの職員の仲間が亡くなって、いつも背中に背負って生きてるような気がしますが、1年に一遍でも命日でもそこに行けば思い出だけでもさわることもできる、そういう思いがするんです。ですから、デザインを変えていただくのであれば、4地区それぞれ、全体という大きい石碑になるので、4地区それぞれ名前を刻んだものにしていただきたいという思いがあるんです。もし設計にそれらがまだ含まれていないのであれば、そういうものにしていただきたいという思いがありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員の思いも理解はできなくはございません。当然我々もこの問題についてはさまざま議論あるいは検討させていただきました。名前を彫ってわかるようにしたほうがいいというご意見もございましたし、またそうでないという意見もございます。要するに、基本的にそこにお名前を刻むということについては、それぞれのご遺族の皆さん方からお一人お一人確認、いわゆる「彫ってもいいですか」という確認をとらなきゃいけない。

そういう832名の方々に全て確認できるかということになりますと、これは非常に難しいという判断になりました。したがって、記念碑に名前を彫るということについては我々としては今回は行わないということで、先ほど言いましたように、奉納庫にお名前をお書きさせていただいて、奉納庫のほうに納めさせていただいて、そこで手を合わせるということにさせていただきたいということで基本的には考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前 1 時 5 8 分 休憩

---

午後 1 時 0 8 分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

及川幸子君の一般質問を続行いたします。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、一つずつご答弁をいただきましたので、まず1点の祈念公園の名前を刻むか刻まないかという件なんですけれども、ただいまの答弁では刻まないという方向が伺われましたけれども、これについて大変な作業だとおっしゃいますけれども、私的には、臨時の職員1週間でも手伝っていただいて、往復はがきに住所名前、皆ご存じのはずですから、その人たちに往復はがきを送ってやって回答をもらえば、それで載せる人、載せられない人が出てくる、あるいはこれについてはほとんどの人が、100%とは言いませんけれども、ほとんどの人が刻んでほしいという回答があるのかなと私的には思われます。そういうことも考えていただきたいんですけれども、この辺についてももう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 碑に名前を彫る彫らないという部分については、再三内部でも協議をしてきたということは町長申し上げたとおりでありますし、またただいまご提案のように往復はがき等々での対応ですけれども、これはそういう事務的に取り扱うような仕事ではないのかなと思いますので、そのような仕事の進め方はふさわしくないというふうに思いますので、そこはなかなか対応はいたしかねます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいま取り組む仕事ではないとおっしゃいましたけれども、町として考えていけないということですか。今ちょっと解釈に苦しむんですけれども、どういう意味でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 832人、その家庭の中でもいろいろな考え方がありますので、相当の事案になると思います。1件1件その碑に名前を彫る彫らないというようなことがお一人お一人、世帯ごとに違うものですから、それはフェース・トゥ・フェースできちんと相手に向き合ってやるべき仕事だろうという意味で申し上げました。往復はがきあるいは文書での回答という実務的にやるべきものではないものと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 手紙、はがき、そういうものではないということはわかりますけれども、どういう思いがあるのか、碑に載せてほしいかほしくないか、この公園に関しての思いなので、特にそういう文書でお願いの文書を出すというのも一つの手かなと思うんですけども、そこが、なおさらそういう思いがあるのであれば、なおさらしなきゃいけないのかなと感じられるんですけども、もう一度お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 我々この5年間、いろいろ経験してまいりました。当時も及川議員は町職員という立場でございますから、さまざまいろいろな町民の方々の思いもいろいろ受けたというふうに思います。当時、我々もさまざま犠牲になられた方々にさまざま手続の関係で文書等をお渡しをさせていただきました。しかしながら「紙切れ1枚で済ませるのか」と、そういうお話を随分我々いただきました。したがって、今言ったように文書等で済ませる問題ではないと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、あくまでもそういうお一人お一人連絡とって膝を交えて話すようになるので、これはできかねるというような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 望む人もいれば望まない人もいます。これは明白です。そういう問題がありますので、我々とすればそういった望まない方々の思いもやはり斟酌する必要があるだろうということで、別にそこに刻まなくても、名簿を奉納庫のほうにおさめさせていただいて、そこで手を合わせていただくという判断をさせていただいたということで、及川議員の気持ちは気持ちとして受けとめさせていただきますが、我々としてはそういう判断をさせていただいたということでもあります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君）　ということは、判断したので、公園にはそういう石に刻むことは今後ともしないという認識でよろしいでしょうか、今のご答弁だとそういうことに至ったので。刻みたいという人の思いはどのようになるのでしょうか、載せたいという人の思いは。今、載せたくないという思いの人、町長が話してくれましたけれども、載せたいという人の思いは、どういふふうに捉えるのでしょうか。

○議長（星　喜美男君）　佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　具体的に記念碑にお名前を刻むということを表立って話をしたことは一回もございません。したがって、載せたいという思いをいただいた方々は一人もいらっしゃいません。ですから、我々として考えたのは、内部で、大変デリケートな問題ですので、その辺はけんけんがくがく議論をさせていただいて、方向性として決めさせていただいたということになります。

○議長（星　喜美男君）　及川幸子君。

○3番（及川幸子君）　なぜでしょうかね、町には直接というお話が出てきてないんですね。実は私のところに匿名で来てるんです。だから今回の一般質問にも出したんです。何で町に匿名でもいいから出せないのか、何で私のような者に匿名でよこすのか、疑問が残りますけれども。町では、来ないから、載せてもらいたいという声がないから中におさめると言いますが、これは当局がそういう決めたので、水かけ論になってしまいますけれども、逆にその裏には載せてもらいたい人がいるということを思ってください。時間もないので次に移らせていただきます。

次に、震災遺構としての高野会館と防災庁舎の件ですけれども、8.7メートルの国道が出るといいますと、高野会館、あそこは助かった人たち、芸能発表大会で350人からの人が助かった遺構です、片や亡くなったところの遺構ですけれども。高野会館さんの前、聞けば、前の道路、病院と高野会館さんの前の道路、国道ですかね、それが廃路になると聞きましたけれども、あそこに訪れてる人たちもかなりいます。遺構、震災のところを見学して語り部に回っているバスも毎日あります。そうした中で、あそこが封鎖されると祈念公園からの連絡網というか、歩いて道路の下をどのように公園に向かっていけるのか。国道が高く出してしまうと直接低地部から国道をよじ上がって向こうに、築山のほうに行けるようなイメージがするんですけれども、道路の下をくぐっていけるようになるのかどうか、その辺のご説明をお願いいたします。

○議長（星　喜美男君）　佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、あそこ場所までは土地がございいますから、そこまでは車で入れるようには私どものほうで工事はさせていただくと。下のほうからあとどのようにいざというとき逃げるんだというときには、45号線に例えば階段をつけるとか、そういう避難道という形の中での設置は可能なんだろうというふうに思います。

ただ、一言申し上げさせていただきますが、民間の施設の回りは民地でございいますので、そういうバスがぐるぐるぐるぐる回ったりとかそういう旋回ができるような、そういうスペースというのは多分ないだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小田原満男君） 国道45号線、もともと走っていたところ、高野会館と昔の志津川病院ですか、その間に国道45号が走ったと思うんですけども、将来の国道45号も大体同じような位置、若干位置違いますけれども、志津川病院側に振られますけれども、そこに国道45号はできます。高さについては、やはり八幡川であったり水尻川の堤防が8.7メートルという高さでございいますので、その堤防を超えるような橋になるので、道路自体も高くなります。道路が高くなったときに、高野会館等の低いところに建っているところにどうやって行くのというふうになれば、そこについては町道の災害復旧考えてございいますので、国道45号からその下においていくような道路というものは設置をさせていただきたいということで、地権者の方にもご説明をさせていただいているというところでございいます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 45号から、道路から遺構、高野会館のところにおける道路ができるということはわかりました。また、人ですね、次は、そういう来ている人たちがそのとき何か有事があったとき逃げなきゃいけないといった場合です。そうした場合の公園に築山ができると、築山が避難の築山になると。そうしたものに行く道筋、要するに避難道ですね、それはどういふような計画になってますか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小田原満男君） 今回、祈念公園で築山、20メートルの築山をつくりますけれども、あそこについては避難場所という扱いではなくて、あくまでも津波来たときには高台に逃げてくださいというときの高台というのは、志津川小学校であったり志津川高校であったりと、そういうところが高台ということで考えてございいます。

築山の位置づけでございいますが、築山に逃げるといった場合は、その小学校であったり高校であったりそこに逃げる時間もないよといったときに一時的に避難していただくところ、緊



急的に避難していただくところというところを築山の20メートルのところというふうに考えてございますので、津波来るよといったときに築山に逃げろということにはしたくないと、そうさせたくないというふうに思っておりますので、あくまでも逃げおくれた方が一時避難する場所が築山の上というふうにご認識をいただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの答弁わかりましたけれども、なぜその築山をつくったかというところと一時避難的に、おくれた人たちが上がるよということとはわかりました。そうすると、あそこから高野会館は海側です。そこにいた人よりも築山のほうが近い、逃げるのが近いはずで、小学校、上の山に上がるよりも、海側ですから近いはずで、そうすると、そこに行きやすい、行くという可能性も十分考えられます。そうした場合、国道の下を、何ていうんですか、専門用語でわかんないんですけども、人が通れるぐらいのボックス、そこを人が通り抜けできる、そういうものがあれば、むしろ海からそちらのほうに避難しやすいんじゃないかと、素人判断ですけども、思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小田原満男君） あくまでも高野会館におられた方が津波で、津波警報等で逃げるとなった場合については、そこから近い志津川小学校であったり志津川高校のほうの高台のほうに逃げていただくような案内、サインですか、そういうものは考えていかなければいけないと思っております。それで勘違いしてほしくないのは、そこに高野会館におられた方がいざ逃げるといときに築山の上で逃げたいといたくないというふうに考えてございます。何ですかね、高野会館におられた方が、津波警報出ましたというときには志津川高校、志津川小学校のほうに、時間的にどのくらい、規模によって津波到達時間というのが違ってくるとは思いますけれども、より安全な高台のほうに逃げていただきたいというふうに思います。

また、海沿いのほうにいた方で、徒歩で逃げるといときに、もう直前まで津波が来ていて、もう逃げなきゃいけないというときに一時避難的に逃げる場所というふうなものが祈念公園で整備する築山の20メートルのところというふうにご認識をいただければというふうに考えてございます。

それで、国道45号の下にボックスか何か入れてそこを通れるようにしたらいいんじゃないかというふうなことも今おっしゃられましたけれども、そういうものをつけなくても、国道45号ののりについてはそんな急なのりではないので、勾配じゃないので、階段という話もでき

ますし、また国道45号からおりの町道のところにも、そこはスロープになってますので、そこを上っていただいて徒歩で高台のほうに向かっていただくということも考えられますので、高野会館と公園をつなぐ隧道みたいなもの、ボックスを入れて国道45号の下を通らなければいけないのかというふうに考えると、そこまでは必要ないのかなというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今聞いてますと、何か高野会館に来たお客さんは築山に上なくて、海で働いてる人が逃げおくれて、して公園で逃げおくれた人が築山に上って。何か変な話なんですよね。矛盾してるんじゃないでしょうかね。そう捉えられますよ。高野会館にいる人も海で働いてる人も距離的には同じようでないですか。何でみんなそこに行かれなくて、公園に取り残された人と海で働いてる人たちが上がって、高野会館に来てる人が上られては困って、それがちょっと私には理解できません。もう一度答弁をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 理解できないのは多分及川議員だけだと思います。今説明させていただいているのは、基本的には築山には避難はしないということです。避難をするのは高台に避難、今課長が言ったように志津川小学校あるいは志津川高校、志津川中学校等の高台に全ての方々が避難をするということが大前提ということをお話をしているので、築山を避難場所ということに指定するつもりは全くございません。そこに逃げることもありません。ただ、繰り返しますが、何としても逃げおくれたと、何としても逃げおくれた方はやむなく築山に行くということの選択肢としてあるということですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 何としても逃れられない人が、もちろん最初から築山が避難所だとは言っていないということを言いたいんでしょうから、築山が避難所ではないですよということを言ってると思うんですけども、その意味はわかります。だったら、どうしても逃れない人たちが上る場所だと。高野会館、海側から、そんなの関係なくして何としてでも逃げおくれた人が築山に上がってもいいんだというような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小田原満男君） 逃げおくれた方が一時的に避難する場所が築山というふうにご理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） わかりました。次に移らせていただきます。

3番目の鎮魂の森ですけれども、あそこは個人がつくった手を合わせる場所なんですけれども、急な坂があり、あそこはもともとすれ違いもなんないような、中学校に上がる、住宅に上がる、そういう狭い場所です。そうした中で、もちろん上がっていく、どこから上がっていくのって、森は見えるけれども、道路はどう行くの、民地を通過してぐるぐる回って、わからないです、上に行っても。それを下に駐車場をつくって、階段でもいいからそこに上れるようにするとともに利用者ができて、祈りの場ということで利用されるのかなと思われるんです。今せっかく伊里前の市街地計画で工事が進んでますけれども、その辺の兼ね合い、そしてまたそれと同時に、高橋兼次議員の一般質問で、当時、町長は4地区にそれぞれ祈りの場所をつくるというような答弁なされたときもありましたけれども、そのときの考えをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員ご存じだと思いますけれども、状況をご説明申し上げれば、町長の答弁の中にありましたとおり、駅前から伊里前住宅線を行って、それからJRの線路を横切る形で橋を渡りまして、それからたしか伊里前住宅の敷地内の通路を通過して、そこから先は砂利道だということだと思います。かなりわかりづらいというご意見なんですけれども、基本的に今の通っているところはお話のとおり町道でない部分を通っております。

ご質問いただいたときにその整備かなと思って質問を考えてたんですが、今お話を聞きますと低地部に駐車場を設けて、そこから徒歩で現地のほうにというお話ですけれども、一つ考えられるのが、駐車場の位置ですね、位置をどこに設定をするかということだと思うんですね。なるべくJRを、線路は今ないですけれども、JRを横切る形は多分できないだろうということになりますと、駅裏といいますか、駅裏の部分にそういった土地があるかどうか、それから駅裏の地形が階段等を設けて上っていけるかどうか、かなり山も急でございますので、それが可能かどうかという点があるかと思えます。

それともう1点、一つは個人の施設であるということがあるかと思えます。それに対して町がそこまで、どの程度応援ができるかというのは多分かなり難しいんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 下の個人の持つてる、役場庁舎跡とか駅前周辺ですね、個人の持つてる

土地があるので、そこを利用させてもいいということをおっしゃっていただけますけれども、今のまちづくりの計画とその辺のすり合わせはどのようになっているのでしょうか。駐車場スペース、今のまちづくりの駐車場のスペースなどはどの辺に考えているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小田原満男君） 伊里前の復興まちづくり加速化事業で行っている事業でございますが、今の伊里前の小学校の下に盛り土しているというのは議員ご承知だと思います。小学校線の右左で話をさせていただくと、小学校を見て右側は漁協の支所が建つ土地と、左側については……。 （発言あり）

○議長（星 喜美男君） 勝手に発言しないで、指名もしてないですし、答弁はいいんですか、今の。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 高橋兼次議員に対する一般質問の中で、4地区に祈りの場をつくるということに対しましての答弁をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分4地区ではなくて3地区と私言ったと思います、基本的には戸倉地区と志津川地区と歌津地区ということですから。それは私のほうとして考え方は変わってございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） じゃ今後どのようにそれを考えてつくる予定でしょうか、もう一度お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、まだこういったまちづくりの状況でございます。どの場所にするかを含めて、それよりも前にまだインフラ整備ができてないという現実がございますので、そこは我々としても今後慎重に検討していきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それを信じていいですね。

○議長（星 喜美男君） 以上で及川幸子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

---

### 日程第3 請願2の1 清水地区防集移転避難道取付けに関する請願書

○議長（星 喜美男君） 日程第3、請願2の1 清水地区防集移転避難道取付けに関する請願書

を議題といたします。

本請願については、産業建設常任委員会に付託しており、その審査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。産業建設常任委員長山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ただいま事務局長ご説明あったとおりですが、補足でご説明したいと思います。

清水地区防集移転避難道の取りつけに関する請願ということで、ただいまお話ししましたとおり、採択すべきものとなりました。

それで、本委員会としては、もちろん町としても有効性、必要性は認識はしておりましたが、町単では大変予算的に厳しく、他の交付金の活用は町の財政負担が大きく、計画的に進めるべきと思っております。国交省補助金の実行性は大変低いと思いますが、当委員会としては国・県当局に働きかけをして、清水地区は当然ですが、柘沢地区においても実施すべきを働きかけてほしいと思っております。

それから、また避難道取りつけは、委員会では北側大上坊方向のルートの通行に接続することが有利ではないかという考えで検討しました。早急な整備で、住民の切なる請願でありますので、早急に対応を望みたいと思います。我々委員会としては、住民意思を尊重して、実施に向けて進めていきたいということで、清水と柘沢地区、両地区の同時整備を強く望みたいということでございました。

ちょっとおくれましたが、実施日は、委員会の開催日は4月12日、5月27日、6月12日となっておりますし、現地の調査もしておりますし、また最終日におきましては取りまとめをしております。

もうちょっとつけ加えさせていただきますと、請願では、委員会付託の清水地区というのは国道45号線からの高台に造成されました。5年3カ月前、大震災で清水地区の45号線沿いは低地であり浸水被害があったわけですが、ここの1本ですと大変危険で、非常時は通行ができないという状況が予想されます。今後、自然災害発生といえますか、そういう想定の場合は集落、団地が通行できず孤立するといった可能性が指摘され、住民には大きな不安が生じるというような考えです。清水集落54戸の予定の安全安心といえますか、定住化の

促進に必要不可欠でありますことから、ぜひ大上坊方向のルートを委員会として検討したので、重ねてお話ししたいと思います。

そのほか枳沢地区も同様でございます。万が一……。

○議長（星 喜美男君） 委員長、請願には枳沢地区は入ってませんので。

○10番（山内昇一君） 委員会の活動としてやっておりますので。わかりました。

そういうことで、避難道取りつけに対しては、町民の不安材料を少しでもなくすように、住民要望に応えるようにひとつお願いしたいということで、委員会では決定をしております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 質疑になりますかどうか。これまでも、あるいはこれからも住民の方々あるいは住民の代表の方々から多くの請願、これまでも出されてきましたし、これからも出されるであろうということでありまして、その都度我々議会、委員会に付託していろんな調査をして決定するわけでありまして、その都度我々議会、委員会に付託していろんな調査をして決定するわけでありまして、採択すべきということになりましたならば、執行者もその意を尊重して、できるだけ早くその事業に着手をしていただきたいというふうに思うわけでありまして。入谷地区の例えば熊野橋ですか、熊田沢ですか、そこの請願も採択されておりますけれども、なかなか進んでいないというのが現状でありますから、ぜひ産業建設常任委員会の委員長さん、事業が着手するまでどんどん要求しまして、早く実現できるように、これは意見じゃなく激励になるかどうかわかりませんが。

ただ、工事をする際に、皆さんも十分知ってるかと思うんですが、例えばこの地区、清水地区の防集、そこにまた道路をつくるということになりますと、その造成をした業者が優先されるという、100%そうだとはいえませんが、業界ではそのような形でこれまでそういった事業がなされてきておりますので、その辺のところを我が議会が、法的には問題ないんですが、住民の方々から道義的なことで不信を得られないような方式でやっていただきたいというふうに思います。

産業建設常任委員会の皆さん、ご苦労さまでした。委員長さん、ひとつよろしく願います。

○議長（星 喜美男君） 質疑じゃないから、答える必要もないということね。

ほかにありますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより請願2の1を採決いたします。本請願に対する委員長報告は採択すべきものです。本請願は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、請願2の1は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第4 請願2の2 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

○議長（星 喜美男君） 日程第4、請願2の2 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を議題といたします。

本請願については、産業建設常任委員会に付託しており、その審査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、簡潔に説明を行ってください。

山内昇一君。

○10番（山内昇一君） できるだけ簡潔にしたいと思いますが。

委員会開催日は、先ほどと同日でございます。といいますのは、TPPとそれから清水地区の防集に関する請願一緒に審査いたしましたので、同日となっておりますことをご了承いただきたいと思っております。

TPPは、審査日は今お話ししたとおりでございますが、事務局長がお話ししたとおりでございますが、補足として、ぜひこれだけお伝えしたいということをお話ししたいと思っております。

まず1つは、審査当時、5月27日ですが、国会審議中でございまして、この法案成立した場合には、TPP協定を国会で批准しないことを求めるという請願自体が意味を持たなくなることもあり得るということで、委員会としては確信が持てないこともあり得るということでございます。

それから、もう一つ、担当課がいろいろ聞き取りもいたしました、産業振興課等から十分な説明を受けましたが。他地区とといいますか、他市町の様子を、事情を調べた結果、ほかの町等では、詳しいことは表にありますが、こういった事例がないということで、美里町だけありました。それだけのようすで、また美里町の要件は、南三陸町、本町とは違った内容の

ものであるようでございます。つまり事前のＴＰＰに関する説明とか安全性についての要件となっておるようでございます。

そのほか、もう一つは、大筋合意ということになれば、今後国の制度というのが決定なれば真っ向から全面的に反対もできないというようなこともありまして、国全体の各産業の影響、デメリット・メリットがあるわけでございますが、特に弱いと言われる我々南三陸町の農林水産業の不利益に対する支援といったものが求められるということで、それに対する担当課のいろんな支援対策が提示されまして、３つほど、農業に関しては担い手確保の経営強化支援事業あるいは中山間地域の担い手収益向上支援事業、さらに産地パワーアップ事業などの早急な検討がされるようでございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。４番小野寺久幸君。

○４番（小野寺久幸君） ４番小野寺です。

今、委員長からいろいろお話ありましたが、１つは国会で審議中だからわからないというのはちょっとないと思うんです。それから……。

○議長（星 喜美男君） 討論ではありませんので、質疑を行ってください。

○４番（小野寺久幸君） それで、意見書の案にありますけれども、2,900ページとも言われる膨大な資料、時間もないまま批准することに反対ということです。それから、問題の多い以前の国会決議にも違反してるんじゃないかということでこの意見書を求めているわけですので、その辺の議論はどのように行われたかお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 説明といたしますか、今までもＴＰＰは大変重い判断の中で我々も審査に当たったわけでございますが、委員会審査では、先ほども申し上げましたとおり、請願者の農民運動全国連合会の願意におきましては、深い調査をする中で他市町の動向を調べたわけでございますが、その説明の中では、そういったことも余り詳しくなく、むしろ本町だけの批准しないことを求める請願のようでございます。そういった中で、先ほど言いましたように美里町さんだけ提出されたことで、繰り返しになりますが、安全性とかそういった情報説明の開示をすべきということだけだったようでございます。

我々委員会としては、この難解な国会審議の中の内容、黒塗りのいろんな説明、内容が不明確といたしますか、内容がまだはっきりしない中で判断するというのはちょっと時期尚早といえますか、そういったこともありまして、本町に特別の影響のある部分だけということで考えまして、支援策のようなものを提示した中で活用するのが妥当ではないかという結果とな



りましたので、よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今、委員長言われましたように、中身のよくわからないものを今拙速にやっではいけません、やらないでくださいという請願ですので、委員長の言うとおりでと思いますので、これがなぜ不採択になったのか、もう一回お伺ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 答弁、山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 今の、今現在の判断として不採択としましたが、審査の内容が現時点ではなかなかつかめないといひますか、そういったこととございます。そのためは是正とかあるいはマイナス部分を事前に見過ごして、安定補正の対応していただくという国の対応、そういった政策が提出されておりますので、それに我々本町としては従わざるを得ないのかなといひことで、どうして批准しないことを求める、批准をしないことを求める請願に反対かといひ質問に対して、そういった回答しかないと思ひますが。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 確認させていただきたいと思ひます。

今、委員長の説明を聞きますと、この種の請願、各自治体では出ていないと。それでよろしいんですが、それが一つの採択しない理由になっているようでありますが、そのところを確認したいんですが、いかがですか。県内の各自治体ではこういう請願は出ていないといひうなことですか。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） それでは、調査資料の中で説明を受けたところは、女川町、美里町、涌谷町、加美町、色麻町の5町でした。その中では、そのほかにも聞いたと思ひんですが、それだけの回答しかなかったといひことで、オールなし。以上です。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず本請願に対する賛成討論の発言を許します。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） このT P P交渉は、一部多国籍企業の利益のために関税の撤廃を目指したものと云えます。そして、アメリカを初め調印した各国でも今国民の中で反対運動が広がっております。そして、その中には貿易の相手国企業が政府や自治体が行う産業保護や支援制度に対するクレームをつけられるような条項もあります。それから、一旦決めた貿易障

壁への緩和をもとに戻せないというような大きな問題があります。農業だけでなく、あらゆる産業が弱肉強食の競争にさらされ、地域産業にも大きな影響が予想されると思います。また、今大きな問題になっております地球規模での格差拡大も懸念されます。

請願にありますように、その中身が不明なままでの批准は将来に大きな禍根を残すことになると思います。一部でT P Pで貿易が盛んになれば景気回復ということの話がありますがけれども、今日本のG D Pの約6割は国内消費であります。貿易で景気回復という幻想に近い考えではなくて、国内産業の保護と国内消費をふやす政策が必要だと思いますので、この請願を採択すべきと思います。

○議長（星 喜美男君） 次に、本請願に対する反対討論の発言を許します。（発言あり）請願に対する賛成と請願に対する反対ということでございます。

反対討論はございませんか。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 請願の趣旨がT P P協定を国会で批准しないことを求めるということですので、私はT P P協定を国会で批准すべきという考えから討論させていただきます。

町内の1次産業の保護ということの観点からすると、視点を狭くとればそれは町内の産業にとっては一部不利益をこうむるということも考えられますけれども、国策として、また国と国との国交、外交という政策から考えた場合には、大きな視点でこのT P P協定を批准して国際的な貿易を広げていくと、世界に打って出ていくと。その中で競争することによって1次産業もより洗練されていくということも考えられます。私はそういったことを求める立場から、この請願に対しては反対であります。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論ありますか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより請願2の2を起立により採決いたします。本請願に対する委員長報告は不採択とすべきものです。請願2の2を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立少数であります。よって、請願2の2は不採択とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第5 陳情2の2 あさひ幼稚園新園舎建設に関する陳情書

○議長（星 喜美男君） 日程第5、陳情2の2あさひ幼稚園新園舎建設に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書については、民生教育常任委員会に付託をしており、その審査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） それでは補足説明をいたします。

委員会として、4月13日、4月27日、5月13日、6月2日の計4回、委員会を開催し、審査をいたしました。

まず4月13日、議員控室で委員による陳情内容について審査をしましたが、結果的にこの文書だけでは中身が詳しくわからないので、陳情者の出席を求めるべきではないかということで、所定の手続を得ることとして閉会しました。

4月27日、議員控室において参考人として陳情者であるあさひ幼稚園園長小島氏の出席をもとに聞き取りを行い、後に新園舎建設用地、さらには旧園舎用地確認、そして現在駐車場でっております仮設の園舎を調査をいたしました。

5月13日に議員控室において、仲村管財課長、菅原補佐、阿部係長の出席を求め、旧園舎、新園舎用地の交換等について、町の考え、そしてこれはどういうふうな考えのもとに判断をすべきかについて調査をいたしました。

6月2日に役場大会議室において、これまでの聞き取り調査を踏まえ委員各位でさまざまな議論をいたしました。委員会としてこれを採択・不採択ということに議論をした結果であります。

この陳情書によれば、片方はいいのではないか、あるいはもう一方はかなり難しいのではないかということで、いろいろ検討した結果、じゃ一部採択のみが可能かどうか調べ、一部採択で大丈夫だということで、今回の「助成のみ採択」ということに相なったわけでございますので、委員各位によりしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 確認しておきたいんですが、今の委員長の説明ですと一部採択ですね。

1と2とあるわけですけども、助成についてはいいよと、ただ交換する土地のときはだめですよというようなお話でありました。そこで、もっと掘り下げて、どういう場所なんだと内容を調査する上で町の職員から聞き取り調査をしたと。そうしたところ、その場所ではだめだという判断に基づいたということによろしいのかということでありまして、そうします

と、地権者というか、請願者は既に町との折衝は行われていたんでしょね、折衝は。町としては、そうしますと別な場所であればその内容に応じるという可能性もあるということも考えられるのかなということなんです。あくまでも請願書は、持っている土地と町有地を交換したいという願意だと思うので。

議会に出された請願書というものの取り扱いについてであります、執行者がやることまで踏み込んでどの程度までやれるのかなという一つ私なりのことも考えられるわけですよ。請願を採択したからといって、じゃ全て執行者がやるかやらないか、これはもう執行者の権限でありますから。その辺のところを、ちょっと私も勉強不足なんで、果たしてどこまで議会に出された請願書が執行者のやるべきところまで踏み込んで判断材料にするのかなということがちょっと感じたもんですから、話を聞きますと、かなり町とその請願者が踏み込んだ方向性に進んでいるのではないかと、その場所だったらだめですよということを判断材料にしたのかなと、その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

まず場所は、現幼稚園、現というか、新しい幼稚園、寄附してもらって建ってあるあそこの一帯をとということで、よその土地ということはありません。旧あさひ幼稚園、中瀬町の旧あさひ幼稚園と今建設中の沼田あるいは天王山の土地、それを交換してくださいということでありました。

また、議員、今、町の執行者が考える分までということでありましたけれども、私どもとしてはそういうことじゃなくて、その土地を交換できるか、そういうふうなことでありまして、結果として不採択としたのは、あそこは、あそこというか、今の建設予定地は津波復興拠点事業の国の補助金が入っており、それを交換することはまず無理だと、交換するにはさまざまな手続が必要だし、場合によっては返還等の義務が生ずる、そういうことでありました。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにごぞいますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情2の2を採決いたします。本陳情に対する委員長報告は、2項目のうち1の幼稚園園舎建設に対する町よりの助成については採択すべきものです。本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情 2 の 2 は一部採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は 2 時 25 分といたします。

午後 2 時 0 7 分 休憩

---

午後 2 時 2 5 分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 6 陳情 5 の 1 日本政府に核兵器廃絶のための行動を求める意見書提出のお願い

○議長（星 喜美男君） 日程第 6、陳情 5 の 1 日本政府に核兵器廃絶のための行動を求める意見書提出のお願いを議題といたします。

職員に陳情を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。陳情 5 の 1 については、会議規則第 92 条第 2 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情 5 の 1 については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情 5 の 1 を採決いたします。本陳情を採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情 5 の 1 は採択とすることに決定いたしました。

---

日程第 7 報告第 1 号 平成 2 7 年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、報告第1号平成27年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第1号平成27年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

平成27年度予算のうち、3月の定例会、その後の臨時会において繰越明許費のご決定をいただきました事業について、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 報告の第1号の細部説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお開きください。

平成27年度の一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。この表に列挙してある全部で24の事業につきましては、町長提案説明で申し上げましたが、本年3月の2回の補正予算において繰り越しを認められました予算について、実際どれだけの金額が平成28年度へ繰り越されたかをあらわしたものです。議会に対して報告する根拠につきましては、これも町長が申し上げますけれども、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度へ繰り越したとき、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製して次の議会に報告しなければならないと規定されております地方自治法施行令第146条の規定に基づくものでございます。

表の表頭の金額欄、これは予算で設定したいわゆる限度額でありまして、隣の翌年度繰越額が実際に平成28年度に繰り越した金額でございます。3ページの合計欄の限度額でございます。限度額合計が64億8,705万9,000円、これに対しまして実繰越額は64億6,964万3,444円でございますので、実繰り越し率は99.7%でございました。

また、財源内訳の中で既収入特定財源、これは既に平成27年度中に収入した国庫補助金等でありまして、未収入特定財源は事業完了後の平成28年度に収入を見込む財源でございます。したがって、繰り越し予算の財源として、いわゆる現金尻で平成27年度から平成28年度

へ送るものは既収入特定財源と一般財源の合計額23億7,437万7,040円となります。

最後に、各事業の完成予定等について申し上げます。

2ページにお戻りください。

まず地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、29年3月。年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、29年3月。素材生産代行事業、これは石泉地区と立沢地区の事業でございます、28年7月。海岸保全事業、8つの漁港の整備になります、29年3月。漁港整備事業、これは波伝谷漁港の整備でございます、28年6月ということで、これは事業完了してございます。町道新設改良事業、6路線、28年10月。農業用施設災害復旧事業、これは農道の田の浦線です、29年3月。漁港施設災害復旧事業、15の漁港の整備になります、29年3月。公共土木施設災害復旧事業、120を超える町道路線の災害復旧になります、29年3月。松原公園災害復旧事業、29年3月。学校給食センター災害復旧事業、28年8月。戸倉公民館災害復旧事業、28年9月。魚竜化石等災害復旧事業、28年10月。総合支所仮設事務所建設事業、28年4月、既に完了してございます。水産加工業従業員宿舍整備事業、28年8月。高齢者生活支援施設等併設事業、28年11月。農山漁村地域復興基盤総合整備事業、29年3月。被災地域農業復興総合支援事業、28年12月。卸売市場建設事業、28年5月、これも完成してございます。漁業集落防災機能強化事業、工事については6地区を予定してございます、そのほか積算支援業務の委託事業になりますが、これは29年2月でございます。次のページごらんください。都市再生区画整理事業、28年7月。志津川地区都市計画用途地域変更事業、29年3月。都市公園整備事業、28年12月。伊里前市街地整備事業、28年12月。

以上、細部説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 何点かお伺いしますが、まず2款総務費の中のセキュリティ強化対策事業、これが国・県支出金が610万円で一般財源が1,400万円入っての2,000万円強の事業ですけれども、一般財源がどうも多く感じられます。ここだけでなく、多いのは5款農林水産事業費の海岸保全事業7億8,800万円の事業に対しまして国・県支出金が3億9,000万円、そして半分が一般財源となっております。ここだけでなく、かなりの一般財源が入っております。特に復興事業の卸売市場建設事業あります。これは県支出金が2億100万円ほどなんですけれども、一般財源が3億9,000万円、4億円近い一般財源が出ております。それから、12款の一番下の伊里前市街地整備事業、これも7,700万円の一般財源が出ておまして、1億

9,000万円の事業でございます。そうした場合、復興予算の絡みなので、この辺は既収入特定財源が1億1,000万円入っておりますけれども、7,700万円の一般財源を組まなきゃない。その上の都市公園整備事業、これ同じ復興効果促進事業なんですけれども、事業のうちですけれども、額が400万円と少ない中で一般財源が93万円と大変少なく、一般財源が少なくて済んでるようです。この一般財源がこんなに多くかかるということの要因は何だったのか、その辺をご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 財源のことなんで総じてお話ししたいと思いますけれども、今回繰越計算書に計上している事業は、ほぼ復興事業と災害復旧事業がメインでございますので、国庫補助率はそれぞれまちまちでございますが、補助裏については全額震災復興特別交付税、一般財源になりますけれども、それで措置されてございますので、町費単独で用意している財源というのはほぼゼロに等しいといったことでございますので、結果12億4,000万円ほどの一般財源総額を有してございますが、これはほぼ震災復興特別交付税の額というふうに見越していただいて構わないというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） これは交付税で充てるということなんですけれども、皆補助率が違うことはわかります。率のいいのは松原公園の災害復旧事業ですね。これなどはかなりの補助率が高いので、一般財源が14万1,000円ですか、それだけで、かなりの補助率の高い事業を持ってきております。そして、この伊里前市街地関係なんですけれども、これは28年、ことしの10月までの繰り越しになっておりますけれども、10月といいますとあと数カ月なんですけれども、それまでにどの程度の工事が見込まれるのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小田原満男君） 伊里前の整備でございますが、ちょうど伊里前小学校の小学校線ありますが、小学校線の右左で申しますと右側には漁協支所の建設予定地ということで、そこは完成します。それと左側の福幸商店街が建設予定となっております、そちらの用地、それとその前面にあります公共用地と駐車場用地ということで、その土地もでき上がります。それとあと山際に区画道路というものをつくっておりますけれども、その道路についてもでき上がる予定というふうになってございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、学校のつけ根に道路が出るところを今度は小学校に通う人



たちはその道路を使うようになるのでしょうか。現在の国道はそのまま、高い部分にできた道路を10月以降は使用できるという考えでよろしいのでしょうか。通学するのにどこを通過していくのか、もう一度具体的に説明願います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小田原満男君） 今、国道45号の整備予定でございますが、今聞いておりますのは、来年の3月に商店街をオープンさせるべく作業してございますが、それに合わせて、今の国道45号走っておりますけれども、その仮設道路というものも工事発注されておまして、近々工事着手されるのかなというふうに思っておりますので、3月まではこの国道45号線の仮設道路が出てきます。ただ、この仮設道路と小学校線というものはぶつかりますので、それ以降はこの小学校線を小学校のほうに上がっていきけるような形になります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

---

#### 日程第8 報告第2号 平成27年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告 について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、報告第2号平成27年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第2号平成27年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成26年度繰越明許費とした予算のうち、関係機関との調整に時間を要するものや復旧・復

興事業の高まりによる労働力や建設資材等の確保が逼迫し、年度内の事業完了が困難となった事業等について事故繰り越しと決定し、事故繰り越し繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 報告第2号の細部説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開きください。

平成27年度の一般会計事故繰り越し繰越計算書でございますが、事故繰り越しの場合も地方自治法施行令の規定によりまして明許繰り越しと同様の事務手続によりまして議会への報告義務がございます。

今回、7つの事業につきまして事故繰り越しとさせていただきましたが、その中で1番目の海岸保全事業から水産加工場等施設整備事業までの5つの事業につきましては、平成26年度から平成27年度へ明許繰り越ししたものでございました。これをさらに平成28年度へ繰り越したものでございます。

説明欄には事故繰り越しの理由がそれぞれ付記してございますが、震災後の事業数、事業量が多岐にわたるためこのような状況下にあります、議員各位からも繰り越し事由としてはいかなものかというようなご指摘も頂戴しているところではございますが、現行の制度上、事業を完了させるためにはこのような手続をとらざるを得ないということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、そのほか下段の2つの事業、高台接続道路事業と防災集団移転促進事業については、これは伊里前地区中学校上団地の整備事業でございます。本年3月25日に完成検査を実施いたしましたところ、施工結果に不良が認められたために不合格となりまして、工事、いわゆる補修が必要となりました。したがって、年度内に完了することができなくなりまして、これら2つの事業についても事故繰り越しとさせていただきました。

なお、この2つの事業につきましては、手直し工事完了後、本年4月14日に完成いたしてありまして、住民への引き渡し等の予定は変更ございません。

繰越総額につきましては12億8,651万5,160円ですが、その財源として、現金尻で平成27年度から28年度へ送るものは、繰越明許費と同様に、既収入特定財源と一般財源の合計額9億7,576万7,160円となります。

最後に、各事業の完成予定を申し上げます。

海岸保全事業につきましては藤浜と寺浜漁港に係る事業です、29年3月。漁港施設災害復旧事業、これは防潮堤の積算支援業務、19漁港に係る内容です、28年12月。公共土木施設災害復旧事業、蛇王川の河川災害復旧工事、29年3月。塩水取配水施設整備事業、28年12月。水産加工場等施設整備事業、これは1事業所に係る内容です、28年10月。高台接続道路事業と防災集団移転促進事業は4月に完了してございます。

以上、細部説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今説明ですと歌津の学校の裏の造成工事、完了検査で不備が生じたと、やり直しなのかというお話でしたけれども、どういった不備で、業者さんはどこでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 総務課長が申しあげましたとおり、3月25日に完了検査を実施しております。その際に手直し箇所として26カ所ございました。内訳は、道路舗装の補修が7カ所、マンホールの段差修正が3カ所、側溝の補修が6カ所、その他10カ所ということで手直し箇所が出てございます。業者は株式会社アルファー建設でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 昨日も高台防集のやり直しと申しますか、不備と申しますか、出てきておるんですが、その業者の責任というものを今後やはり考えていかなければならないのかなというふうに思います。町長、やはりこれから公共施設あるいは公共事業、多々出てくるかどうかと思うんですが、どうなんでしょうね、こういった不備を、町に終わりましたよと報告して、それから完了検査するわけですよ。今説明を受けている会社については、その段階で発覚したわけですから、発覚、わかったわけだ、不備だということ。

きのうの場合は、言葉が悪いかと思うんですが、だまされたと、町がね。だまされたんですよ。こういった業者は、今後の公共事業にペナルティーと申しますか、ペナルティー、やはり考えていかないと、ほかの業者も気を引き締めて事業に着手しないのではないかなと、取り組む姿勢と申しますか。これからは町はだまされないなど、下手なことをすると大変なことになるなということ、やはり戒めと申しますか、厳しさを出していかないと、なめられますよ、町が。何でもありですかということになるわけですからね。どうでしょうね。

やはり今問題になっている、私、そのアルファー建設というのは聞いたこともない業者さん

なんで、どういった経緯で入札に入ってきたかわかりませんが、やはり指名なり一般競争なりする上で、やはり吟味しなくてはならないんじゃないかなというふうに思いますよ。何でもかんでも、業者が少ないから「いいですよ」ということになるとこういう問題が起きてくると。ですからペナルティーが必要ではないかということなんで、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当該業者につきましては、今、三浦議員、聞いたことがないというお話でございますが、多分その会社の内容等については篤とご承知だと思います。名前聞いた瞬間に笑っておりましたんで、十二分にその会社のいろんなさまざまな状況等については十二分にご承知だと思いますが。

多分三浦議員ご承知のように、基本的に県の入札参加資格を得て入ってきておりますので、我々が排除をするということになりますと非常にこれはなかなか難しい問題がございます。そういった中におきまして、やはり今回のような問題が起きますと、これは建設課長にも指示をしたんですが、これはペナルティーを科せるしかないなという話もしたんですが、いろいろ業者もなかなかしぶとい業者でございまして、その辺が何かいろいろあったということですので、その辺はちょっともう少し詳しくは建設課長に答弁をさせたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ご指名でございますので、お話をさせていただきたいと思います。

この件に関しましては、年度末にご相談を受けて対応ということとらせていただきました。一つは、契約上は工期おくれた場合は違約金を取れるという部分がございますので、それが取れるかどうかを確認をさせていただきました。工期が3月31日、それで完成届が3月18日にたしか受理をしたと。それで25日に検査をして、25日に検査したんですが、中の書類等もなく、こちらのほうで直接現場を測量して不合格箇所を見つけたという状況でございました。それで、補修命令といいますか、補修指示が3月31日に補修命令を出しまして、本来そこでよく考えれば工期を逸脱するので違約金が発生するだろうと思っていましたが、よくよく調べると実は3月18日に完成届を出されているということで、本来13日前に出されたということなので、本当であれば、18日に検査をすれば2週間前後ありますので、工期内には完成できたんだろうということなんですけど、検査が25日、それから指示が31ということで、既にその時期を逸していたということで、考え方とすれば、町とすれば13日、工期を保障しなければならぬという状況でございましたので、それで4月14日に検査をさせていただき

ました。ただ、繰り越すといいですか、工期を延ばすに当たって、まずもって何が原因であるかということ、それから13日まで、14日の検査でもし不合格になった場合は違約金をいただきますという念書をいただいております。それで14日に検査をしたところ合格をしたという状況でございます。

それと、一つ防止策ということで、実は各業者に対して、工事が終わると工事の評点というのをとります。何といいですか、工事は終わったんですけれどもピンキリといいですか、立派にできたんだっただらしようがないかなと。いろんなレベルで完成をしていくわけですけれども、それを点数化をしようということで、県のほうでは実際そういう点数、直接の監督員、それから課長、それから検査員の3人でそれぞれの立場で評価をしております。それが3年だか5年の平均で、しかもそれも公表されているという状況でございます、基本的に64点以下の評価をいただきますと即、1回で即指名停止という措置をとられているようでございます。

それで、今の段階といたしましては、町で直接その評価を今のところしてないので、町の評価は持ってない関係上、県の評価を一応参考に業者の選定をしているという部分がございます。特に制限つき一般競争入札の場合につきましては、条件として何点以上の評価をいただいている会社に限りますよという形で今取り扱っているところでございまして、いずれ町のほうも当然その評価というものを取り入れて、町の独自の判断でその辺の業者の選定ができるようにしていく必要があるかというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので……。2番佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） すいません、遅くなりまして。

今、課長の説明ですと施工の書類がなかったというふうなお話があったんですけれども、施工の書類がないということはちょっとおかしいんでないかなと。ほかの防集でもいろいろ仕事をやってる中で、毎回のように段階確認といいですか、その都度に検査して行って合格を受けて次の仕事に入っていくんですが、ほかの造成ですと18カ月ぐらいですか、の工期がある中で500回ほど段階確認を受けているようでございます。ですから3日に1回ぐらいずつですか、そういう状態でそれぞれ書類の取り交わしをしているんですが、その辺のやつは町のほうでしっかり管理してたのかどうか、その辺ちょっと伺いたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっと言い方が間違っただと思いますが、成果表がなかったという

ことです。例えば、誤解だと思えますけれども、幅員が幾らあったとか高さがこのぐらいあるので基準値内に入ったとか、そういう書類がちょっと一部不備があったので、改めて現地で測量したということでございます。そういうふうにご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

---

日程第9 報告第3号 平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費  
繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、報告第3号平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第3号平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

平成27年度予算のうち漁業集落排水事業費の漁業集落排水施設管理費について、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づきこれを報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは報告第3号の細部説明をさせていただきます。

7ページをお開き願います。

事業の名称につきましては、漁業集落排水施設撤去事業でございます。

具体的内容につきましては、既に廃止しております波伝谷処理区の既設管の撤去工事にかかわる調査設計等の業務委託を繰り越したものでございます。

繰り越しの理由につきましては、国道398号、防潮堤などの整備に伴う協議に時間を要していることから繰り越しをさせていただいているものでございます。

業務の完了予定につきましては、28年度9月を見込んでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

---

日程第10 報告第4号 平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費  
繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、報告第4号平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第4号平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

平成27年度予算のうち下水道事業費の下水道施設管理費及び災害復旧費の公共下水道施設災害復旧費について、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づきこれを報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申

上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、引き続き報告第4号南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

9ページのほうをお開き願いたいと思います。

事業につきましては2つございまして、上段の公共下水道排水施設撤去事業につきましては、既に廃止しております志津川処理区の既設管の撤去工事にかかわる調査設計等の委託業務でございます。波伝谷同様、国・県の事業などほかの事業との調整に時間を要していることが繰り越しの理由でございます。業務の完了予定は、28年の9月を見込んでございます。

下段の特環公共下水施設災害復旧事業につきましては、伊里前処理区の災害復旧事業にかかわるものでございます。繰り越した工事の場所等につきましては、5月の臨時会でご決定をいただきました工事請負契約という形で締結をいたしました伊里前小学校登校坂からBRTの歌津駅までの新設の布設路線のほか、現在改良予定の国道45号に接する町道峰畑線などの一部の布設がえ路線、そして現在の国道45号に埋設しております既設管の撤去を予定しているものでございます。特に国道の改良工事などとの調整に時間を要していることが繰り越しの理由としてございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 1つだけ。2点目の災害復旧費の伊里前のことは、完了予定とかはあるんでしょうか、お知らせください。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 失礼いたしました。29年の3月でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

---

日程第11 報告第5号 平成27年度南三陸町水道事業会計繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、報告第5号平成27年度南三陸町水道事業会計繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第5号平成27年度南三陸町水道事業会計繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

平成27年度予算のうち資本的支出の建設改良事業について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法の規定に基づきこれを報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、報告第5号平成27年度南三陸町水道事業会計繰越計算書について説明をさせていただきます。

11ページをお開き願いたいと思います。

事業につきましては、東日本大震災にかかわります水道施設災害復旧事業が主でございまして、10件の工事と1件の委託業務となっております。

繰り越しの理由につきましては、それぞれ右側のほうに記載のとおりでございますが、他の復旧工事や施設管理者との調整に時間を要したことが遅延している理由となっております。

11件の繰越額の合計は13億7,290万円となっております。各工事の完了時期を上段から申し上げますが、戸倉浄水場につきましては29年3月の完了予定でございます。2段目の戸倉地区は今年完了予定です。志津川市街地の部分につきましては29年の2月完了予定でございます。波伝谷地区が28年の7月末の完了予定です。国道45号の1工区から4工区までにつきましては29年の3月の完了予定となっております。11ページの下段の清水浜地区、それと12ページの森山配水池の関係につきましては4月で完了してございます。最後に、設計関連

の業務が29年の2月完了予定となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

2番佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） ちょっとお聞きしたいんですけども、今復興のためにいろんな事業をやっているんですが、例えば今、道路管理者との協議で時間を要したためというふうな形であるんですが、この時間は何時間ぐらい要しているかお聞きしたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 場所とそれぞれケースによって時間は違いますが、今回の国道45号につきましてはほぼ半年ぐらいかかっております。ここには道路管理者という、いわゆる国道ですので国土交通省の部分を主に記載してございますけれども、このほかにも関連して、一番難義だったのはどちらかという交通管理者との協議が非常に多く、夜間工事を避けたかったんですが、いろんな協議の中で夜間工事にならざるを得なかったと、時期的にももうこれ以上待てないということで、夜間工事という形で協議を決して工事のほうに移ったという経緯がございますが、そこが一番長いのかなというふうに感じております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 復興のためですので、何とかその辺、町長さん、いろいろ働きかけていただいて、即許可をいただいて早く復興を進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 29年、今年度いっぱいということで繰り越されましたけれども、繰越額を見ますとほぼ全額これから今年度で使われるようなんですけれども、とにかく突貫、夜作業をやっている中에서도見受けられます。そしてまた、この努力の跡が見えられると思うので、この件については評価いたしたいと思います。今後とも努力してもらいたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 5番村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 1点だけちょっと。住民の方からちょっと言ってくれと言われたんですが、実は夜、突貫工事、大変ご苦労さんでございます。

ただ、一つだけ問題ありまして、走った方はわかると思うんですけども、なかなか道路がでこぼこって、仮の舗装ではありますが、戸倉から志津川に行くまでかなりすごいでこぼこで、顎、舌をかむんじゃないかと言われるくらいでこぼこが激しいもんですから、たとえ仮であってもやはりもう少し丁寧にやってほしいなという苦情が来ておりますので、そのあた

り、もし課長さんのほうから伝えていただければ、私もきょう、本当は小さいこと言いたくないんですけども、そういう苦情が来ておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 黒崎の国道45号の1工区から4工区までということで、私どもにも非常にクレームが来ております。これは住民の方あるいは道路利用者、中でも道路管理者のほうからもさまざまな時点で指示を受けてございまして、その都度直してはいるんですが、どうしても水道管主体の事業所であるという部分もございまして、その辺の仮復旧とはいえ、技術力がちょっと低いのかなという部分については常々打ち合わせ等のときにも担当のほうから申し上げております。いずれ12月ごろまで今の予定ですと管を入れ終わらして、その後は本復旧という形で、片側全車線舗装を修繕する予定になっておりますので、いましばらくご協力、ご理解のほどをお願ひしたいというふうに思ひます。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 何とぞひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。舌をかんで血を流すようなことがないように、ひとつよろしく、それを願うだけでございまして。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございましてか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

---

日程第12 議案第85号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第85号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第85号南三陸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、介護認定審査会委員及び障害者自立支援審査会委員の職にある一般職の職員に対する報酬等の支給を設定したいため、南三陸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第85号南三陸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては14ページの改正文、議案関係参考資料は3ページ、4ページの新旧対照表をごらん願いたいと思います。

本案につきましては、ただいま町長が申しあげましたとおり、介護認定審査会委員及び障害者自立支援審査会委員に限定をいたしまして、この職に一般職の職員がついた場合、報酬について新たに設定するものでございます。

これまで一般職の職員が委員となった場合には、第4条に規定がありますとおり、一般職の職員がこの条例の適用を受ける特別職の職員を兼ねるときは、特別職の職員として受けるべき報酬及び費用弁償は支給しないとありますことから、職員には報酬を支給してございません。委員の業務につきましては、事前配付された資料に基づきまして介護度または障害支援区分を各委員が判定をし、審査会で最終決定とするという流れになっておりますが、この業務につきましては勤務時間外に行われている現状から、実際に従事した時間に応じて一般職の職員には時間外勤務手当を支給しているといったのが実情でございます。この時間外勤務手当につきましては、それぞれの職員の給与月額に基づいて計算をした金額となりますが、この金額がおおむね現在4,000円ということでございます。このような事例から、今回の一部改正によりまして、一般職員が委員となった場合にはこれまで時間外勤務手当を支給していたかわりに定額の報酬4,000円を支給するといった内容といたしたく、別表のとおり改正する

ものでございます。

参考までに、現在、介護認定審査会委員については定数10名のうち2名が、障害者自立支援審査会委員につきましては定数5名のうち1名が一般職の職員となっております。

なお、今回の条例の一部改正につきましては、5月30日に開催をされました特別職報酬等審議会に諮問をいたし「異議なし」との答申を受けておりますことをご報告申し上げます。

以上、細部説明といたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明で4,000円の日額が一般職に与えるということなんですけれども、支払われるということですね。介護認定審査会委員の10名の中にたしかお医者さんが入ると思うんですけれども、お医者さんが入っているのか、いるとすれば何名で、下の障害者自立支援審査会5名のうちお医者さんが入っているのかいないのか。そうすると、この日額1万6,100円、会長の場合は1万6,100円、その他普通の委員であれば1万3,900円。時給にしますとどのぐらいなのか、そして審査会の時間が何時間程度かかるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 及川議員、職員時代に担当されておりましたので、篤とご承知かと思いますが、改めて申し上げますと、介護認定審査会委員におきましては、医師の先生2名、歯科医師の先生が2名従事いただいております。それから障害者自立支援審査会委員につきましては先生1名が従事されております。

それから、審査にかかる時間ですが、現在のご承知のとおり機械判定をした後に2次判定ということで審査会を開催してございますので、おおむね1時間内に会議としては終わっているような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、お医者さんが4名、10名のうち4名がお医者さん、2名と2名、歯科医と、2と2ですよ。2名・2名、4名がお医者さんということで、1時間程度ということで1万6,100円と1万3,900円。その他の委員の方も、委員会の委員長が1万6,100円で、その他の委員が1万3,900円となるわけなんですけれども、10名のうち4名がお医者さん、6名の方は普通の委員さん方という解釈で、1時間程度で1万3,900円という解釈でよろしいですね。自立支援の下の方も5名のうち1名がお医者さんで、多分お医者さんが会長にな

っていると思うので、その方が1万6,100円、その他の委員4名の方は普通の委員さんで1万3,900円の1時間ぐらいの時間でこのぐらいの報酬をいただいているという解釈でよろしいですよ。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 今回の改正につきましては、一般職の職員がなった場合には定額の4,000円ということでありまして、先生方、それから外部委員の皆様におかれましては従来どおりの金額で何ら変更はございません。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ちょっと確認ですが、課長ね、今まではその会議が時間外で残業という、時間外手当ということで支給しておったと。今回はそういう時間外ということでなく、要するに一般職ではなく、委員としての位置づけをきちりとしてそれだけの報酬を支払うという改正だと。それはわかりました。問題、私ちょっと知識不足なんですけど、公務員法には抵触しないのかなと、その辺ですね、ちょっとわかりやすく説明していただければ。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 多分報酬、現在、第4条で報酬は支給しないとありますことから、その辺は大丈夫なのかということだと思いますが、市町村によってさまざまございまして、職員にも報酬として規定して、現在4条の規定を取っている市町村もございまして、このまま残っていて実際は報酬を支給しないで、当町と同じように時間外勤務手当等で対応している市町村もあるようでございます。特に法に触れるといった解釈はないというふうにご説明しております。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 補足説明させていただきます。

職員は一般職と特別職の兼業になるわけなんですけれども、自治法上兼業を禁止されているのはいわゆる首長、副町長を含みますけれども、あと議会議員等でございますので、いわゆる一般職の職員が非常勤の特別職を兼業することについては何ら問題はないということでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第86号 南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第86号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第86号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、年内に戸倉公民館の供用を開始するに当たり、施設の位置及び使用料等について定めたいため、南三陸町公民館条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） それでは、議案第86号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきますと思います。

本件は、現在災害復旧工事中であります戸倉公民館の開館に際しまして、関係する条例を整備するものであります。

詳細につきましては、新旧対照表でご説明申し上げたいと思いますので、議案関係参考資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、設置場所に関しましては、第2条になります、戸倉公民館の位置を沖田69番地とするものであります。

なお、被災して全壊した志津川、歌津の各公民館につきましても、今回の改正で一体的に整理いたしまして、開館時期等がもう少し具体的になりました段階で改めて提案する予定とさせていただきますと思います。

次に、第3条から第1条の改正につきましては、文言の整理や条の繰り下げ等を行うものであります。

7ページをごらんいただきたいと思います。

続いて、別表の改正になります。別表では各室の使用料について定めております。戸倉公民館で貸し館する各室の使用料の額を別表のとおり設定するものであります。

なお、大変申しわけございませんけれども、別添の参考資料のほうをごらんいただきたいと思います。1・2階の平面図が掲載されておりますけれども、貸し館する部屋につきましてはこの中で赤く着色してありますのでご確認いただきたいと思います。参考資料の別冊のほうになっています。2ページつづりのほうでございます。貸し館するところが赤く着色してございます。よろしいでしょうか。

それでは、なお施行日でございますけれども、開館日がまだ確定していないことから、公布の日から4カ月以内において規則に定める日の施行とさせていただきたいと考えております。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） まずはこの利用料金なんですけれども、説明に、利用料金が震災前と違いまして、かなり高い設定になっておりましたけれども、その辺、私的に言わせると、震災して、公民館というのは使われて何ぼだと思うんです。地域の人たちに余計使われてもらいたいということで公民館料を考えたものと思いますけれども、そうした場合、それに反するのかなと、せめて震災前の料金から始めるべきでなかろうかと思うんですけれども、この料金設定に対してどのような基準でこの料金を設定したのか。

そしてまた、文言の整理といいますけれども、教育長が後ろか前かに来たことによるのかなという解釈なんですけれども、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） それでは、使用料の設定、積算の方法についてご説明申し上げたいと思います。

通常、使用料を設定する場合、施設の建設に係るコスト、それから維持管理に係るコストを積算しまして、その中で1時間当たり、それから1平米当たりの単価を出しまして、それを床面積、貸し館する床面積に掛けて算出するわけでございます。そういった単価を設定しましたところ、前の現在のところの単価でいきますと平均で4.3円から3.62円、平米当たり単価



ですね、になっております、現在。今お話ししました今度の改修単価で積算しますと5.8円というふうな高い単価になってしまいましたことから、現在の単価を調整して積算しております。現在の単価の、先ほどお話ししました単価で調整しましたところ、面積が、貸し館する部屋の面積が大きくなっておりますので、若干高目になっているような感じでございますけれども、4円台というふうなことで、ほぼ変わらないような状況でございます。貸し館する部屋の面積が広がっているということで若干高目になっているかなという印象を受けるかと思っておりますけれども、そういった感じになっております。

それから、教育長のところにつきましては、文言の整理というふうなご理解でお願いしたいと思うんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今の答弁では、新しくなって経費も、大分新しい公民館にお金が費やしたから料金もちょっと高く見えるというふうなご答弁なんですけれども、そもそも社会教育を広めていく中に、今これは利益を求めるような仕事で公民館行事ではないと思うんですよ、社会教育。これこのぐらい高くしたからといって幾ら浮きますかっつの。私から言わせれば、公民館、ただで使わせてもいいんでないかと思うぐらいですよ。何でここで、震災したから新しく施設するんでしょう。みんな町民の人たちが心病んで、これからいろんな行事してコミュニティをつくっていくつつ中で、何でこうして料金上げて料金取るというふうなことが、何かおかしいんじゃないか、町民に寄り添ってないんでないかと、ちょっと考えられないんです、町民のことを考えたら。これが町民に寄り添った政治だと思われませんか。答弁をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 受益者負担の考え方なんですけれども、利用する人と利用しない人との差がございますので、それらの公平性を確保するために、利用する人からは利用料を徴収するというふうなことになっております。そのほかに、利用する方によって減免規定もございますので、そちらのほうを利用されるという方法もございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 1年にこの料金取って幾ら歳入にありますか、お答えください。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 今、入谷公民館のほうしかないんですけれども、年間で20万円

弱だったと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 20万円ですか。20万円取るために町民にこういう経費を、使用料を取って、どの程度使われますかっつの、たった20万円。どういうふうに、あくまでもずっと取っていくというつもりですか。ここ何年かは、この公民館を使ってもらうために、何年かはただで使わせていくというような、そういう考え、町長、ないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話聞いておまして、及川議員、本当に昔、町職員だったのかなと、私、本当に正直に疑問に思います。そういった、ただの問題とか料金を取るとかの問題の以前に、こういった規則、条例をしっかりと町として定めて、そこの中で利用する方々に、先ほど答弁もしておりましたような減免措置も当然あるわけでございますので、これはこのとおりの規則、条例として決めさせていただくということは、これはどこの町でも同じです。

今、及川議員が言っているのはまさしく心情論だけでお話ししていますが、やはり昔、町職員として仕事をしてたわけですから、当然その辺の最低限の、ある意味常識と言っては失礼ですが、そういうことを当然理解してしかるべきではないかと私は思って聞いておりました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今の話で減免措置というのがありましたけれども、具体的な中身をお知らせください。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 使用料の減免につきましては、今回は改正はしておりませんが、条例の第8条のほうで、例えば社会福祉事業を行う施設が利用する場合10割とか、身体障害者、それから及びその介護者が利用する場合10割減免、知的障害者及びその介護者が利用する場合は10割減免、精神障害者及びその介護者が利用する場合10割減免、それから町内のスポーツ団体等が利用する場合は10割減免等々というふうな規定になってございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） その際に、例えば障害者じゃなくて違う人が主催をして、障害者が参加するというふうな場合は例えばどういうふうになるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 今途中までしか言いませんでしたけれども、続きがございまして、他の地方公共団体が主催して利用する場合は5割、それから高等学校または町外の小学

校もしくは中学校が児童・生徒の教育活動のために利用する場合は5割、それから町の機関が共催または後援して利用する場合は5割、そのほか公民館長の裁量によりまして1割から10割の減免というふうな規定がございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番佐藤正明君……、宣明君。佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 大変紛らわしい氏名でございまして、いつもご迷惑をおかけします。

ちょっとお伺いしますが、従前の条例では冬期間使用料ですか、冬の期間、その分が若干コスト高になっております。それで今般の提案ではいわゆる冬期間の使用料というものが入っておりません。私も、ちょいちょい公民館、入谷公民館でございまして、利用させてもらっておりますが、結構冬期料金という冬期になると使用料高くなるものですから、利用者から、私、会計してんですが、お金集める額が多くなるんですよ。そういう関係で、今後はどうなるのか。

それから、入谷公民館、恐らく現在の条例規定の中では冬期使用料と、冬期間の使用料あると思うんですが、その辺はどうなるのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） これらの現在の条例が制定されたのが10年から20年ぐらい前だと思うんですけども、その当時、暖房費ということで冬期割高になっていたと思うんですが、実は整備するところにつきましてはエアコンが入っていたりとか、あと海岸部にありますので、窓をあけると涼しいような状況ということで、利用しやすさを考えて同一料金にしたというふうなところでございます。

入谷公民館につきましては、現状のままというふうな形で今のところは考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 言葉を返すようでございますが、入谷公民館もエアコンなんですね。今は大体そういうふうになっております。したがって、やがては志津川公民館も新築されるということだろうというふうに思います。したがって、その辺の統一的な考え方、いわゆる入谷公民館、若干寒い日はストーブ、丸ストーブですね、使うときもございましてけれども、ほとんどは大体エアコンで間に合うということでございますから、この際ですからやはりその辺は整合性をもって統一していただきたいというふうに思います。以上終わります。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） ちょっと前者と似たような質問ですが、私、職員経験ありませんので、少し詳しくお聞きしたいと思います。

戸倉の公民館、公民館復旧第1号であります。これから志津川、歌津と復旧していくんですが、この料金、使用料金については、統一性といいますか、同じような料金にするのか、あるいはまた、さっきちょっと出ましたが、面積とかあるいは工費とかそういうものを含めて設定していくのか、今後、その辺あたり今後の参考にお聞きしたいと思います、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 現在建設中でございますけれども、まだ建設に係るコストあるいは維持管理に係るコストというのは算定できませんので、これから検討することになると思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうすると統一ではないんだね、これから検討していくということは、全公民館を一律の料金にするということではなくて、その公民館公民館に合った、何といいますか、今言ったコストとかそういうものを含めた中で設定していくというふうな解釈でよろしいですね。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 統一するかも含めまして今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。2番佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） こっちが佐藤正明でございます。

5条ですか、5条の中に公民館の利用時間、午前9時から午後9時までとあるんですが、前にちょっと触れた記憶があるんですが、できれば夏時間と冬時間の対応を考えていただきたいなと思います。といいますのは、夏ですとまだ農家の方たちあるいはそのほかの方たちは外でまだ作業しているかと思えます。そういう状況も考えられるんじゃないかなと。

あともう一つ、入谷公民館のことが出たんですが、入谷公民館もエアコンが入っております。冬に暖房をとるときですか、エアコンかけると床のカーペットがぬれて危険性を生じると、そういう形がありますので、一つその辺の改良といいますか、ひとつお願いしたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 夏時間につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。青少年の健全育成という面もございますので、余り遅くまで延ばすのはという

関係もございますので、今後検討させていただきたいと思います。

それから、床の湿気につきましては、現場確認しまして、できる対応はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。

本日は、議事の関係上これにて延会することとし、明16日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明16日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時47分 延会